

令和5年度版

# 障がい者のための くらしのしおり



- 1 障がい者手帳
- 2 障害福祉サービス等
- 3 障害児通所支援
- 4 日常生活の支援
- 5 医療費等の助成
- 6 手当・年金
- 7 税金の控除等
- 8 公共料金の割引等
- 9 文化・スポーツ等
- 10 教育・就労
- 11 くらしに役立つ情報
- 12 施設・事業所一覧
- 13 活動団体

誰もが人格と個性を尊重し、ともに支え合う社会を目指します



秋 田 市

# 《 も く じ 》

## 1 障がい者手帳

- 1 障がい者手帳 …………… 1～3

## 2 障害福祉サービス等

- 1 障害者総合支援法のサービス … 4～7
- 2 居宅介護 …………… 8
- 3 日中活動系のサービス …………… 9
- 4 ショートステイの利用 …………… 10
- 5 外出や意思疎通の支援 …………… 11～12
- 6 月額利用者負担額 …………… 13
- 7 訪問入浴サービス …………… 14

## 3 障害児通所支援

- 1 障害児通所支援 …………… 14～15

## 4 日常生活の支援

- 1 各種障がいの相談 …………… 16～19
- 2 難病の相談 …………… 19～20
- 3 小児慢性特定疾病の相談 …………… 20
- 4 こころの相談 …………… 20
- 5 補装具・日常生活用具等 …… 21～27
- 6 緊急時の通報装置等 …………… 27～28
- 7 訪問歯科診療 …………… 28
- 8 食の自立支援 …………… 29
- 9 自動車改造費の助成 …………… 30
- 10 運転免許取得費の助成 …………… 30
- 11 財産などの管理 …………… 31
- 12 精神に障がいのあるかたの訓練等 … 31

## 5 医療費等の助成

- 1 自立支援医療制度 …………… 32～34
- 2 特定疾病による通院、入院 …… 34
- 3 福祉医療制度 …………… 35
- 4 未熟児での入院 …………… 36
- 5 インフルエンザの定期予防接種 …… 36
- 6 肺炎球菌感染症の予防接種 …… 37
- 7 難病による通院、入院 …… 37～38
- 8 産科医療補償制度 …………… 38

## 6 手当・年金

- 1 特別障害者手当等 …………… 39～40
- 2 児童扶養手当 …………… 41～42
- 3 特別児童扶養手当 …………… 42
- 4 障害年金等 …………… 43～45
- 5 交通事故による障がい …… 45～46
- 6 障害者扶養共済制度 …………… 46

## 7 税金の控除等

- 1 所得税、市民税・県民税、  
相続税および贈与税 …………… 47～48
- 2 個人事業税 …………… 48
- 3 預貯金 …………… 48
- 4 自動車税種別割等 …………… 49～52
- 5 軽自動車税種別割 …………… 53～54
- 参考 減免等申請手続時期一覧 …… 52

## 8 公共料金の割引等

- 1 交通機関の割引制度 …………… 55～61
- 2 NTT無料番号案内 …………… 62～63
- 3 JRで地域活動支援センターへ  
通う際の助成 …………… 63
- 4 点字文書の郵送 …………… 63
- 5 携帯電話料金 …………… 63
- 6 NHK放送受信料 …………… 64～65

## 9 文化・スポーツ等

- 1 スポーツ大会、教室等 …… 66～67
- 2 割引される施設 …………… 67～68

## 10 教育・就労

- 1 学校教育費の助成 …………… 69
- 2 仕事の相談 …………… 69～70

## 11 暮らしに役立つ情報

- 1 視覚に障がいのあるかたへの広報 …… 71
- 2 生活福祉資金の貸付 …………… 71～72
- 3 福祉機器、移送車等の貸出 …… 73～74
- 4 音声による119番通報が  
困難なかたの緊急手段 …… 74～75
- 5 郵便等による不在者投票 …… 75～76
- 6 ボランティア活動 …………… 76
- 7 歩行困難なかたの駐車 …… 77
- 8 市営住宅の申込み …………… 77～78
- 9 防災情報 …………… 78～79
- 10 災害対策 …………… 79
- 11 バリアフリー情報 …………… 80
- 12 安心キット …………… 80～81
- 13 援助が必要なかたの  
ためのマーク …………… 81～82

## 12 施設・事業所一覧 …………… 83～93

## 13 活動団体 …………… 94～95

秋田市の主要機関地図 …………… 97  
窓口案内表 …………… 裏表紙

# 1 障がい者手帳

障がい者手帳の交付を受けることで様々なサービスが利用できます。

## 身体障害者手帳

### ◆ 対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫、肝臓機能に障がいのあるかた

### ◆ 必要書類

○身体障害者診断書・意見書

（身体障害者福祉法第15条の指定を受けた医師が記載したもの）

○写真1枚（縦4cm×横3cm、白黒又はカラー）

上半身、脱帽で1年以内に撮影したもの

治療等により、帽子・サングラスの着用をしている場合は除きます。

○申請書

○健康保険証

○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

○本人確認書類（運転免許証等）

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

### ◆ 用紙について

申請書等は、次の窓口に備え付けています。

■障がい福祉課（秋田市役所本庁舎1階）

■西部、北部、南部（御野場のみ）、河辺、雄和の各市民サービスセンター

■駅東サービスセンター（アルヴェ1階）

住所、氏名を変更したとき、死亡したとき、手帳を紛失、破損したとき、障がいの程度が変わったときは、必ず届け出てください。

### ◆ お問い合わせ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 療育手帳

### ◆ 対象者

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、特別の援助を必要とする状態にあるかた  
※発達期以降に発症した器質性精神障害等による知能の低下や適応障害の状態は、ここでいう知的障がいには該当しません。

### ◆ 必要書類

- 申請書
  - 同意書
  - 日常生活等状況調査票
  - 相談判定調査資料
  - 身体障害者手帳（お持ちのかたのみ）
  - 精神障害者保健福祉手帳（お持ちのかたのみ）
  - 写真1枚（縦4cm×横3cm、白黒又はカラー）  
上半身、脱帽で1年以内に撮影したもの  
治療等により、帽子・サングラスの着用をしている場合は除きます。
  - 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
  - 本人確認書類（運転免許証等）
- ※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）  
※申請後、秋田県子ども・女性・障害者相談センターで判定を受けていただきます。

### ◆ 用紙について

申請書、同意書等は、次の窓口に備え付けています。

- 障がい福祉課（秋田市役所本庁舎1階）
- 西部、北部、南部（御野場のみ）、河辺、雄和の各市民サービスセンター

住所、氏名を変更したとき、保護者が変わったとき、手帳を紛失・破損したとき、再判定時や障がいの程度が変わったときなどは、必ず届け出てください。

### ◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 精神障害者保健福祉手帳

### ◆ 対象者

精神障がいのために、日常生活又は社会生活に制限のあるかた

### ◆ 必要書類

○申請書

○写真1枚（縦4cm×横3cm、白黒又はカラー）

上半身、脱帽で1年以内に撮影したもの

○診断書（秋田県指定の様式）又は障害年金証書等（年金証書、年金支払通知書、年金振込通知書、特別障害給付金受給資格者証）の写しおよび障害等級照会同意書

○個人番号確認書類および本人確認書類

※障害年金の場合は、精神疾患により受給しているかたに限ります。

### ◆ 用紙について

申請書、診断書および同意書は、健康管理課や医療機関に備え付けています。

住所、氏名を変更したとき、死亡したとき、手帳を紛失・破損したとき、障がいの程度が変わったときは、必ず届け出てください。

### ◆ お問い合わせ先

健康管理課

TEL 883-1180

FAX 883-1158

e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

## 1 障害者総合支援法のサービス

障害者総合支援法のサービスは、障害福祉サービスと地域生活支援事業にわかれます。

### ◆ 障害者総合支援法のサービスを利用できるかた

- 身体障害者手帳を持っているかた
  - 療育手帳を持っているかた、又は福祉相談センターや児童相談所で知的障がいの判定を受けているかた
  - 精神障害者保健福祉手帳を持っているかた、又は診断書等により精神障がいの診断を受けているかた
  - 障害者総合支援法の対象疾病（難病等）に罹患しているかた
- ※介護保険サービスが優先されます。

### 障害福祉サービス

介 護 系	訪 問 系	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とするかたへのホームヘルプや、外出時の移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	重度の視覚障害により移動が困難なかたに、外出時に同行して移動の支援を行います。
		行動援護★	知的、精神障がい者で、行動時の危険回避のための援護、外出時の移動中の介護を行います。
		重度障害者等包括支援★	介護の必要性がとて高いかたに、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
給 付 系	日 中 活 動 系	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護するかたが病気の場合などに、短期間、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
		生活介護	常時介護を要するかたに、食事、入浴、排泄の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		療養介護	医療と常時介護を必要とするかたに、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
居 住 系	施設入所支援	施設に入所するかたに、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	

地域 相談 支援 給付	地域 相談 支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているかたに、住居の確保やその他の地域における生活に移行するため、相談その他必要な支援を行います。
	地域 相談 支援	地域定着支援	居宅において単身等で生活するかたに、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。
訓練 等 給付	日 中 活動 系	自立訓練 (機能訓練 ・生活訓練)	自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労移行支援	就労に必要な、知識、能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。
		就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所雇用が困難なかたに働く場を提供するとともに、知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
	居 住 系	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
	訪 問 系	就労定着支援★	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行したかたの就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう事業所、家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
		自立生活援助★	障害者支援施設等や精神科病院から、地域での一人暮らしに移行したかたの居宅を定期的に訪問し、生活に必要な情報提供や助言、医療機関等との連絡調整、相談、その他必要な支援を行います。

★行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援および自立生活援助について、令和5年4月1日現在、秋田市で実施している事業者はありません。

※市内の事業者・施設一覧を、83～93ページに掲載しています。

## 地域生活支援事業

地 域 生 活 支 援 事 業	自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
	相談支援事業	障がいのあるかたからの相談に応じ、サービスの利用代行手続等を行います。
	意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。
	日常生活用具給付事業	自立生活支援用具などの日常生活用具を給付、貸与します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児（者）に対し、余暇活動などの社会参加のための外出が安全かつ円滑にできるよう、移動についての支援を行います。
	地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行います。
	日中一時支援事業 短期入所型	自宅で介護するかたが病気の場合などに、施設で一時的に介護します（宿泊を伴うものを除く。）。
	訪問入浴サービス事業	訪問による居宅での入浴サービスを行います。
	重度障がい者等入院時 意思疎通支援事業	在宅の意思疎通が困難な重度障がい者等が、入院時に家族などの介護が受けられないときなどに、医療機関で意思疎通を支援します。

※主な事業を掲載しています。

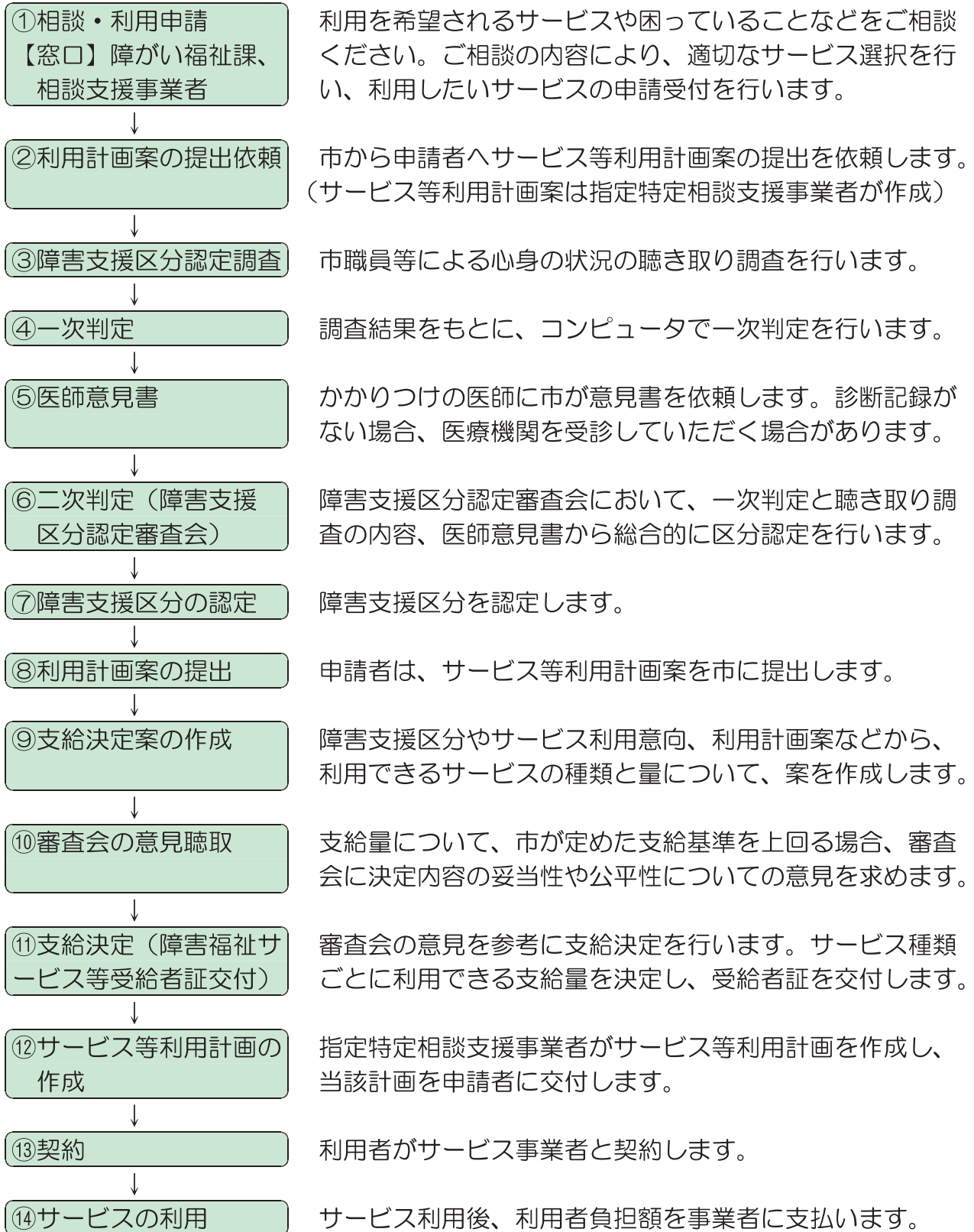
障害福祉サービスの内容や手続について、ご不明な点などございましたら障がい福祉課までご相談ください。

### ◆ お問合せ先

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp



## 障害福祉サービス利用の手続き [介護給付の場合]



### [訓練等給付の場合]

①→②→③→④→⑧→⑨→⑩→⑪→⑫→⑬→⑭

## 2 居宅介護

### 居宅介護（ホームヘルプ）

家事の援助や身体の介護などのために、ホームヘルパーを利用する費用を支給します。

#### ◆ 対象者

身体、知的、精神に障がいのあるかたや難病に罹患し、在宅での日常生活に不便のあるかた（介護保険被保険者は介護保険制度が優先されます。）

#### ◆ 利用料

政令で定める負担上限月額

ただし、負担上限月額よりも1割負担の方が低い場合は1割負担

#### ◆ 支給時間数

障がいの程度や介護者の状況等を勘案し、決定します。

#### ◆ 必要書類

○申請書

○同意書

○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

○本人確認書類（運転免許証等）

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等又は難病に罹患していることがわかる証明書

○非課税世帯の場合、収入が確認できる書類（年金振込通知書、通帳等）

申請書は、障がい福祉課の窓口に備え付けています。

#### ◆ お問い合わせ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 3 日中活動系のサービス

### 日中活動系サービス

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病に罹患しているかたを対象に指定事業所で、生活指導、日常動作訓練、就労に向けた知識および能力向上訓練などを行います。障害支援区分が必要なサービスと、必要でないサービスがあります。

#### ◆ 利用料

政令で定める負担上限月額

ただし、負担上限月額よりも1割負担の方が低い場合は1割負担

#### ◆ 利用回数

原則月23日以内

#### ◆ 必要書類

○申請書

○同意書

○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

○本人確認書類（運転免許証等）

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等又は難病に罹患していることがわかる証明書

○非課税世帯の場合、収入が確認できる書類（年金証書、年金振込通知書、通帳等）

申請書は、障がい福祉課の窓口に備え付けています。

#### ◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 4 ショートステイの利用

事業所一覧を、91ページに掲載しています。

### ◆ お問合せ先

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

### (1) ショートステイ（宿泊を伴う短期入所）

介護している家族のかたの病気などにより、在宅の身体障がい児（者）、知的障がい児（者）、精神障がい児（者）および難病に罹患しているかたの短期入所が必要となった場合、施設で介護を提供します。

### ◆ 利用料

政令で定める負担上限月額

ただし、負担上限月額よりも1割負担の方が低い場合は1割負担

### ◆ 利用回数

原則月7日以内、必要に応じて延長します。

### ◆ 必要書類

○申請書 ○同意書 ○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

○本人確認書類（運転免許証等）

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等又は難病に罹患していることがわかる証明書

○非課税世帯の場合、収入が確認できる書類（年金振込通知書、通帳等）

### (2) 日帰りショートステイ（日中一時支援事業 短期入所型）

介護している家族のかたの病気などにより、在宅の身体障がい児（者）、知的障がい児（者）、精神障がい児（者）および難病に罹患しているかたの短期入所（日帰り）が必要となった場合、施設で介護を提供します。

### ◆ 利用料

利用時間に応じて負担していただきます。

### ◆ 利用回数

原則月6単位以内。必要に応じて延長可

4時間以下利用：1単位

4時間を超え8時間以下の利用：2単位

8時間を超える利用：3単位

### ◆ 必要書類

○申請書 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等

○障害福祉サービス等受給者証（お持ちのかたのみ）

## 5 外出や意思疎通の支援

障がいにより支援が必要なかたが外出する際にガイドヘルパーや手話通訳者などを利用できます。

**(1) 移動支援** 事業所一覧を、90ページに掲載しています。

### ◆ 対象者

社会参加などの移動の際、1人での外出が困難なかたで、次のいずれかに該当するかた

- 脳性麻痺などの全身性障がいなどで身体障害者手帳が第1種のかた
  - 知的障がいのあるかたで療育手帳A又は同等の判定を受けているかた
  - 精神障がいのあるかたで精神障害者保健福祉手帳1級又は2級のかた  
(通院については、ホームヘルパー又は介護保険をご利用ください。)
- ※重度の視覚障害のかたは、同行援護をご利用ください。

### ◆ 利用料

原則1割負担(課税世帯のみ)

本人や配偶者の課税状況等によって、負担額に上限があります。

### ◆ 必要書類

- 申請書 ○身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等
  - 非課税世帯の場合、収入が確認できる書類(年金振込通知書、通帳等)
- ※申請書は、障がい福祉課の窓口にて備え付けています。

### ◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## (2) 手話通訳者

◆ 対象者 手話によるコミュニケーションが必要なかた

◆ 利用料 無料

### ◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

秋田市社会福祉協議会

TEL 862-7445 FAX 863-6068

※夜間および休日、病気や事故により手話通訳が必要となった場合は、秋田市役所警備員室(FAX 888-5891)で受付します。

### (3) 遠隔手話通訳サービス

タブレット端末やスマートフォンを活用して手話通訳を行う「遠隔手話通訳サービス」を実施しています。

- ◆ **対象者** 秋田市在住の手話通訳を必要とする聴覚障がい者等
- ◆ **利用時間** 午前8時30分から午後5時15分まで  
(土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く)  
※駅東サービスセンターでの利用の場合は午前9時からとなります。
- ◆ **利用料** 無料  
※利用者所有のタブレット端末等の通信料は利用者負担となります。
- ◆ **利用方法** 利用には予約が必要です。
- ◆ **お問合せ先**  
障がい福祉課  
TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

### (4) 要約筆記者

- ◆ **対象者**  
要約筆記による情報保障が必要なかた  
※要約筆記とは、話し手の内容の要点をつかみ、筆記（手書き）やパソコンを活用して内容を伝達する聴覚障がい者の情報保障のひとつです。
- ◆ **利用料** 無料
- ◆ **お問合せ先**  
障がい福祉課  
TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

### (5) 盲ろう者通訳・介助者

- ◆ **対象者**  
視覚と聴覚に障がいがあるかたで、  
身体障害者手帳1級又は2級のかた
- ◆ **利用料** 無料
- ◆ **お問合せ先**  
秋田県聴覚障害者支援センター  
TEL 874-8113  
FAX 862-1820  
e-mail akita-chokaku@fukinoto.or.jp



聞こえが不自由  
なことを表す  
「耳マーク」



視覚に障がい  
があるかたの  
マーク

## 6 月額利用者負担額の合算額が基準額を上回る場合

### 高額障害福祉サービス等給付費等について

同じ世帯に障害福祉サービス等を利用するかたが複数いる場合（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）や補装具の交付を受けた場合など、合算した負担額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費又は高額障害児入所給付費が支給されます。

#### ◆ 必要書類

- 申請書
- 利用した障害福祉サービス等受給者証等
- 利用者負担額の領収書等、支払いを証明できる書類

### 新高額障害福祉サービス等給付費等について

高額障害福祉サービス費の支給対象者拡大に伴い、65歳に到達するまでの相当の期間にわたり障害福祉サービスを利用していたかたで、次の要件の全てに該当するかたに介護保険サービスで支払った平成30年4月分以降の利用者負担を申請により払い戻します。

#### ◆ 必要となる要件

- ・65歳に達する日の前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護および短期入所）に係る支給決定を受けていたこと。
- ・本人と配偶者（同一世帯に限る）が、当該障がい者が65歳に達する日の前日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されていないかたであったこと。
- ・65歳に達する日の前日において、障害支援区分2以上であること。
- ・65歳に達するまでに介護保険サービスを利用していないこと。

#### ◆ 必要書類

- 申請書
- 必要となる要件に該当することが確認できる書類

#### ◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 7 訪問入浴サービス

### 訪問入浴サービス

18歳以上で、歩行が困難であり、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な在宅の身体障がいのあるかたおよび難病に罹患しているかたに入浴車を派遣し、入浴のお手伝いをします。

#### ◆ 利用料

原則1割負担（課税世帯のみ）

本人や配偶者の課税状況等によって、負担割合が変わります。

#### ◆ 利用回数

週1回（希望日を調整し、訪問します。）

#### ◆ 必要書類

○申請書 ○診断書 ○身体障害者手帳

申請書および診断書は、障がい福祉課に備え付けています。

#### ◆ お問い合わせ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

---

## 1 障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援にわかれます。

#### ◆ 障害児通所支援を利用できる児童

- 身体に障がいのある児童
- 知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童および治療方法が確立していない疾病、その他の特殊な疾病に罹患されている児童

ただし、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須条件ではなく療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含みます。



## 障害児通所支援

障害児通所支援	児童発達支援 (未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援 (未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与など必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス (就学児)	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

### ◆ 利用者負担

政令で定める負担上限月額（世帯状況に応じた軽減あり）

- ・負担上限月額よりも1割負担の方が低い場合は1割負担
- ・満3歳になった後の最初の4月から小学校入学まで3年間は無料

### ◆ 利用回数 原則月23日以内

#### <障がい児すこやか療育支援事業>

障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援および未就学児が、居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用者負担と実費負担の食費を一部助成します。※所得制限があります。

#### <障がい児通所施設利用料無償化事業>

障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援および未就学児が居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用者負担と実費負担の食費を助成し、無料にします。※所得制限があります。

### ◆ 対象となる児童

- 同じ世帯に小学校6年生以下の兄・姉がいる、平成30年4月1日以前に生まれた、第2子以降の障がい児
- 平成30年4月2日以降に生まれた障がい児

### ◆ お問い合わせ先

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 1 各種障がいの相談

### (1) 基幹相談支援センター

障がいのあるかたやそのご家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、さまざまな困りごと心配ごとなどの相談に応じ支援を行います。

障がい者手帳の有無は問いませんので、お気軽にお問合せください。

来所による相談につきましては、事前にご連絡ください。

◆ **利用料** 無料

◆ **お問合せ先** 秋田市基幹相談支援センター（障がい福祉課内）  
TEL 888-5682 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

### (2) 秋田市権利擁護センター

高齢者や知的障がいや精神障がいのあるご本人やご家族、支援関係者等から、成年後見制度の利用や権利擁護を目的とした相談を受け、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援をします。

#### ○成年後見制度利用促進事業（中核機関）

成年後見制度等の普及・啓発をします。成年後見制度等の利用相談や後見人等からの相談対応も行います。

#### ○日常生活自立支援事業

判断能力に不安のある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方々に対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行います。

#### ○法人後見事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどで、契約行為や財産管理などに支障のある方が不利益を被ることがないように、家庭裁判所から選任の下、社会福祉協議会が成年後見人等になります。

※被後見人等の財産状況等に応じ、家庭裁判所の裁量により報酬額が決まります。被後見人等の資力が乏しい場合は「成年後見制度利用支援事業」を利用し、助成を受けることができます。

◆ **利用料** 相談料 無料

日常生活自立支援事業 1時間1,000円 以降30分ごとに500円

◆ **お問合せ先**

秋田市権利擁護センター（八橋南一丁目8番2号 老人福祉センター 1階）

TEL 862-0102 FAX 862-8900

ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/kenri-yougo>

### (3) 委託相談支援事業者

地域で生活する障がい者又は障がい児や、そのご家族が抱えている日常生活における困りごとの相談をお受けします。

また、各種サービスの情報提供や関係機関との調整、サービス利用時の代行業務も行っています。必要に応じ訪問もいたします。

◆ **利用料** 無料

◆ **お問合せ先**

スマートフォン  
で表示できます。

#### ○身体障がい関係

障がい者生活支援センターほくと（下新城中野字街道端西11番地1）

TEL 873-7804 FAX 853-4977

e-mail hokuto7@rose.ocn.ne.jp

<http://www.syahuku-hokuto.org/>



#### ○知的障がい、療育支援関係

竹生寮（柳田字竹生168番地）

TEL 834-2577 FAX 834-2219

e-mail tk-sien@ikumei.or.jp

<https://www.akita-ikumeikai.com>



#### ○精神障がい関係

指定相談支援事業所クローバー（飯島道東二丁目13番20号）

TEL 846-5328 FAX 846-5358

e-mail lsclover@kyusei.or.jp

<http://www.kyusei.or.jp/fukushi/soudan/soudan.html>



### (4) その他の相談機関

◆ **お問合せ先**

#### ○秋田県発達障害者支援センター ふきのとう秋田

発達障がい（又は発達障がいの疑い）があるかたやそのご家族、関係機関からのご相談に応じます。

対象年齢は問いません。

所在地 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号 秋田県立医療療育センター内

TEL 826-8030

FAX 826-2414

<https://www.airc.or.jp/fukinotou/f-top.html>



## 〇ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター

労働、福祉、教育、医療、その他関係機関と連携しながら、就業生活上の相談に応じ、支援を行います。

支援対象は、在職中又は就職を目指しているかたで、障がい者手帳の有無は問いません。

所在地 秋田市泉菅野二丁目17番27号

TEL 896-7088 (直通) FAX 896-7078

e-mail welview@cna.ne.jp

ホームページ <http://www.izumi.akita.jp/>



## (5) 身体障害者・知的障害者相談員

身体障害者相談員26名、知的障害者相談員5名を委嘱し、障がい者の生活や障がいのことなどについて、相談に応じ、助言や指導を行っています。身上に関する情報はかたく守られますので、お気軽にご相談ください。

◆ 利用料 無料

◆ お問合せ先

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

### 身体障害者相談員（任期：令和7年3月31日まで）

No.	相談員名	住所	電話番号	障がい部位等
1	川田直政	新屋町字新町後	828-6979	下肢
2	加藤薫	山王沼田町	FAX 864-2782※ <sub>1</sub>	聴覚 ※ <sub>2</sub>
3	小野悦子	保戸野八丁	862-0416	上肢
4	照井忠	外旭川八幡田一丁目	868-3962	視覚
5	千田真紀子	茨島六丁目	862-8362	下肢
6	伊藤司	新藤田字高梨台	833-7543	下肢（車イス）
7	高橋宗悟	千秋久保田町	834-5375	心臓
8	児玉タエ	河辺松濑字川原田	080-1359-1760	下肢
9	小森一昭	檜山川口境	834-7333	下肢（車イス）
10	松井勝造	寺内堂ノ沢二丁目	845-3285	上肢
11	足利明文	河辺畑谷字中村	FAX兼用882-4183	聴覚 ※ <sub>3</sub>
12	佐藤博之	河辺岩見字関口川原	884-2171	上下肢
13	竹原喜久蔵	泉中央六丁目	862-7992	下肢
14	和泉禮子	茨島四丁目	862-8897	下肢

No.	相談員名	住所	電話番号	障がい部位等
15	中川 隆	仁井田潟中町	090-1066-2360	下肢(車イス)
16	菅原 春代	中通四丁目	836-0800	上下肢
17	山本 吉夫	大平台三丁目	835-2109	下肢
18	菊地 正治	卸町五丁目	823-5507	下肢
19	石川 昭作	手形字十七流	835-6455	下肢
20	伊藤 重義	東通仲町	833-0088	下肢
21	金子 誠一郎	泉南三丁目	823-4515	下肢
22	進藤 雄一	広面字鍋沼	834-9341	下肢
23	船木 修	新屋大川町	828-9011	視覚
24	三浦 美和子	下新城岩城字上向	FAX 873-4377	聴覚 ※ <sub>2</sub>
25	淀川 サエ子	新藤田字高梨台	837-8616	内部
26	塚田 利人	浜田字西出小屋	828-4453	視覚

※<sub>1</sub>秋田市ろうあ協会および秋田県聴力障害者協会兼用

※<sub>2</sub>聴覚障がい又は音声障がいのため、FAXのみでの相談受付となります。

※<sub>3</sub>聴覚(難聴、中途失聴)、電話およびFAXで相談できます。

### 知的障害者相談員(任期:令和7年3月31日まで)

No.	相談員名	住所	電話番号
1	小林 顕	保戸野原の町	824-0833
2	近藤 美奈子	山手台三丁目	090-8785-8436
3	鈴木 哲郎	手形山崎町	090-2273-0560
4	佐藤 昇	泉菅野一丁目	866-8329
5	本田 由香	将軍野青山町	090-2559-4811

## 2 難病の相談

### (1) 難病の相談

難病について、保健師が相談をお受けしています。

ご希望があればご自宅に訪問して相談をお受けします。

#### ◆ お問合せ先

健康管理課 TEL 883-1180 FAX 883-1158  
e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

## (2) 難病医療相談会

難病の専門医等による講話、個別相談を行います。

### ◆ 開催日程

年3回程度開催しています。日程については、お問合せください。

### ◆ お問合せ先

健康管理課 TEL 883-1180 FAX 883-1158  
e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

## 3 小児慢性特定疾病の相談

小児慢性特定疾病のお子さんやその家族のかたの相談に保健師等が応じます。

### ◆ お問合せ先

子ども健康課 TEL 883-1172 FAX 883-1173  
e-mail ro-chhl@city.akita.lg.jp

## 4 こころの相談

### (1) 臨床心理士による「こころのケア相談」

心の問題をかかえているご本人のお話を聴き、ご本人が問題解決できるようにサポートします。

○相談日 毎週水曜日（祝日・年末年始を除く）  
13:15～17:00（予約が必要です。）

### (2) 精神科医による「精神保健福祉相談」

精神科医が、医療的な観点から心の問題をかかえている本人や関係者などの相談に応じています（原則、通院していないかたが対象）。

○相談日 毎月第1・3木曜日（祝日・年末年始を除く）  
13:30～16:00（予約が必要です。）

### (3) 保健師などによる「こころの相談」

精神疾患に関する問題をかかえている本人や関係者などの相談および市民の心の健康づくり全般について相談をお受けします。

○相談日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
8:30～17:00（来所相談は予約が必要です。）

### ◆ お問合せ先

健康管理課 TEL 883-1180 FAX 883-1158  
e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

## 5 補装具・日常生活用具等

申請前に購入された補装具、日常生活用具等は、補助の対象になりません。必ず事前にご相談ください。

### (1) 補装具

#### ◆ 対象者

身体障害者手帳の交付を受けたかた、難病に罹患しているかたは、障がいに合った補装具の交付を受けることができます。また、借受けや修理もできます。

ただし、一部品目で介護保険被保険者は介護保険制度が優先されます。

※介護保険被保険者は、65歳以上の第1号被保険者のかたと、

特定16疾病に該当する第2号被保険者のかたをいいます。

※医療保険が適用される「治療用装具」は除外します。

※所得制限があります。

※購入等の前に、申請が必要です。

障がいの部位	補装具の種類
視覚	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡等
聴覚	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置の修理
肢体	義肢、装具、座位保持装置等 (介護保険優先：車椅子、歩行補助つえ、歩行器)

#### ◆ 自己負担額

原則1割負担（課税世帯のみ）

本人やご家族の課税状況等によって、負担額に上限があります。

18歳以上の場合、世帯の範囲は障がい者本人および配偶者となります。

#### ◆ 必要書類

○申請書 ○身体障害者手帳 ○医師の意見書や処方箋 ○同意書

○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

※代理人が申請される場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

申請書、医師の意見書は、障がい福祉課の窓口にて備え付けています。

#### ◆ お問い合わせ先

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## (2) 日常生活用具

### ◆ 対象者

在宅の障がいのあるかた、難病に罹患しているかたが、自宅での生活の不便を解消し、円滑な日常生活が送られるよう必要な用具を給付します。

入院中でも給付できる品目もありますのでご相談ください。

※一部品目において、介護保険被保険者は介護保険制度が優先されます。

※所得制限があり、購入前の申請が必要です。給付額に上限があります。

給付品目	障がいとその程度
特殊寝台【介護優先】	▽下肢又は体幹機能障害2級以上のかた ▽寝たきりの状態にある難病に罹患しているかた
特殊マット【介護優先】	▽下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する18歳以上のかた ▽下肢又は体幹機能障害2級以上で、3歳以上18歳未満のかた ▽療育手帳Aで3歳以上のかた ▽寝たきりの状態にある難病に罹患しているかたで、3歳以上のかた
体位変換器【介護優先】	▽下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換などの際に他人の介助を要する学齢児以上のかた ▽寝たきりの状態にある難病に罹患しているかたで、学齢児以上のかた
入浴担架	▽下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴の際に他人の介護を要する3歳以上のかた
入浴補助用具【介護優先】 (住宅改修を伴うものを除く)	▽下肢又は体幹機能に障がいがあり、入浴に介助を必要とする3歳以上のかた ▽入浴に介助を必要とする難病に罹患しているかたで、3歳以上のかた
移動用リフト【介護優先】 (天井走行型、その他住宅改修を伴うものを除く)	▽下肢又は体幹機能障害2級以上で、3歳以上のかた ▽下肢又は体幹機能に障がいのある難病に罹患しているかたで、3歳以上のかた
訓練用ベット	▽下肢又は体幹機能障害2級以上で、学齢児以上18歳未満のかた ▽下肢又は体幹機能に障がいのある難病に罹患しているかたで、学齢児以上18歳未満のかた
訓練いす	▽下肢又は体幹機能障害2級以上で、3歳以上18歳未満のかた



給付品目	障がいとその程度
収尿器	▽肢体不自由等で脊椎損傷等により排尿機能障害があるかた
便器【介護優先】	▽下肢又は体幹機能障害２級以上で学齢児以上のかた ▽常時介護を必要とする難病に罹患しているかたで、学齢児以上のかた
特殊尿器【介護優先】	▽下肢又は体幹機能障害１級で、常時介護を要する学齢児以上のかた ▽自力で排尿できない難病に罹患しているかたで、学齢児以上のかた
特殊便器【介護優先】 (設置に当たり天井走行型 その他住宅改修を伴うものを除く)	▽上肢障害２級以上で、学齢児以上のかた ▽療育手帳Aで、学齢児以上のかた ▽上肢機能に障がいのある難病に罹患しているかたで、学齢児以上のかた
居宅生活動作補助用具(住宅改修)【介護優先】	▽下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)で障害等級３級以上の学齢児以上のかた(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢２級以上) ▽下肢又は体幹機能に障害のある難病に罹患しているかたで、学齢児以上のかた
歩行支援用具【介護優先】 (設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)	▽平衡機能、下肢、体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動などにおいて介助を必要とする３歳以上のかた ▽下肢が不自由な難病に罹患している３歳以上のかた
歩行用補助つえ	▽肢体不自由又は内部機能障害のかた
歩行時間延長信号機用 小型送信機	▽視覚障害２級以上で、学齢児以上のかた
盲人用体温計(音声式)	▽視覚障害２級以上で、学齢児以上のかた…※(注)
盲人用体重計	▽視覚障害２級以上のかた…※(注)
盲人用時計	▽視覚障害２級以上で、18歳以上のかた
電磁調理器	▽視覚障害２級以上で、18歳以上のかた…※(注) ▽療育手帳Aで、18歳以上のかた
点字ディスプレイ	▽視覚障害２級以上で、必要と認められるかた
点字器	▽視覚障害のかた
点字タイプライター	▽視覚障害２級以上で、就労、就学しているか又は就労が見込まれるかた
点字図書	▽主に点字で情報を入手している視覚障害のあるかた

※(注) 原則として、視覚障害２級以上のかたのみで構成される世帯に属するかたに限ります。

給付品目	障がいとその程度
視覚障害者用ポータブルレコーダー	▽視覚障害２級以上で、学齢児以上のかた
視覚障害者用活字文字読み	▽視覚障害２級以上で、学齢児以上のかた
視覚障害者用拡大読書器	▽視覚障害があり、本装置により文字などを読むことが可能になる学齢児以上のかた
情報・通信支援用具	▽上肢又は視覚障害２級以上で、学齢児以上のかた
聴覚障害者用屋内信号装置	▽聴覚障害２級で、原則当該障がい者のかたのみの世帯
聴覚障害者用通信装置	▽聴覚障害か、発声、発語に著しい障がいがあり、コミュニケーションや緊急連絡などの手段として必要と認められる学齢児以上のかた
聴覚障害者用情報受信装置	▽聴覚障害があり、本装置によりテレビの視聴が可能になるかた
携帯用会話補助装置	▽音声言語機能や肢体に障がいがあり、発声、発語に著しい障がいがある学齢児以上のかた
人工鼻（喉頭摘出者用）	▽音声機能障害があり、無喉頭のかた
人工喉頭	▽音声機能障害のかた
透析液加温器	▽腎臓機能障害３級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う３歳以上のかた
ネブライザー	▽呼吸器機能障害３級以上又は医師の意見書により同程度の障害と認められる身体障がい者であって、学齢児以上のかた
電気式たん吸引器	▽呼吸器機能に障がいのある難病に罹患しているかた
足踏み式たん吸引器	▽呼吸器機能に障がいのある難病に罹患しているかた
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	▽人工呼吸器の装着が必要な呼吸器機能障害３級以上のかた ▽人工呼吸器の装着が必要な難病に罹患しているかた
酸素ボンベ運搬車	▽医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者
火災警報器	▽療育手帳Ａか身体障害等級２級以上、又は精神障害者保健福祉手帳１級で、火災発生の感知や避難が著しく困難な障がい者のみの世帯
自動消火器	▽療育手帳Ａか身体障害等級２級以上、又は精神障害者保健福祉手帳１級で、火災発生の感知や避難が著しく困難な障がい者のみの世帯 ▽火災発生の感知および避難が著しく困難な難病に罹患しているかたのみの世帯
頭部保護帽	▽肢体不自由等で、てんかん等により頻繁に転倒するかた ▽療育手帳Ａで、てんかん等により頻繁に転倒するかた ▽精神障害者保健福祉手帳１級のかた

給付品目	障がいとその程度
ストーマ装具	▽ぼうこう又は直腸機能障害のかた
紙おむつ	▽ストーマ装具を装着できないかた ▽先天性疾患に起因する高度の排尿、排便機能障害のあるかた ▽先天性鎖肛に起因する高度の排便機能障害のあるかた ▽脳病源性運動機能障害（3歳未満発症）により排尿、排便の意思表示が困難なかた
福祉電話〈貸与〉	▽難聴者又は外出困難な身体障がい者で、コミュニケーションや緊急連絡などの手段として必要があると認められる、障がい者のみの世帯

#### ◆ 自己負担

原則1割負担（課税世帯のみ）

本人やご家族の課税状況等によって、負担額に上限があります。

18歳以上の場合、世帯の範囲は障がい者本人および配偶者となります。

#### ◆ 必要書類

○申請書

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等

○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

申請書は、障がい福祉課の窓口にて備え付けています。

#### ◆ お問い合わせ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

### (3) 難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付の対象とならない程度の18歳未満の難聴児（生活保護を受けているかたは除く。）に対し、補聴器の購入又は修理費用の一部を助成します。

ただし、購入又は修理前の申請が必要です。

※所得制限があります。

#### ◆ 対象者

両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならないかた

#### ◆ 助成額

費用の概ね3分の2。ただし、国で定める基準額を上限とします。

#### ◆ 必要書類

○申請書 ○同意書 ○聴力検査表および意見書 ○見積書

#### ◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

### (4) 視覚障害者用電子白杖購入費助成事業

視覚障がい者および視覚障害がある障がい児が、視覚障害者用電子白杖を購入する際にその費用の一部を助成します。

ただし、購入前の申請が必要です。

※所得制限があります。

#### ◆ 対象者

1級又は2級の視覚障害を有するかた

#### ◆ 助成額

購入費の概ね3分の2。ただし助成限度額は2万円

#### ◆ 必要書類

○申請書 ○同意書 ○確認書 ○補装具申請書 ○補装具同意書  
○身体障害者手帳

#### ◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## (5) 人工内耳体外部装置購入費助成事業

人工内耳の体外部装置（電池は除く。）の買換えに要する費用の一部を助成します。

ただし、購入前の申請が必要です。

※所得制限があります。

### ◆ 対象者

聴覚障害による身体障害者手帳の認定を受けている人工内耳装用者

### ◆ 助成額

上限20万円

### ◆ 必要書類

○申請書 ○同意書 ○見積書 ○身体障害者手帳

○人工内耳装用者カード（その他、人工内耳埋込術を証する書類）

### ◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 6 緊急時の通報装置等

### (1) 見守り機器助成事業

#### ◆ 対象者

秋田市内に居住している認知症のかた、知的障がい児（者）および精神障がい者の行動等により、不安を抱える世帯のかた

#### ◆ 内容

道に迷ったり、自分の家がわからなくなるなどの恐れがあり、不安を抱える世帯に対し、本人の位置情報を把握するための装置、本人が自宅等から離れたことを知らせる装置等の利用に伴う購入費用又はレンタル費用の一部を助成します。

本人の早期発見とその家族の不安解消および利用世帯の負担軽減を目的としています。

#### ◆ お問合せ先

秋田市社会福祉協議会

TEL 862-7445 FAX 863-6068

ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/>



## (2) 緊急通報システム

在宅の重度身体障がいのあるかたが、急病や災害等の緊急時に、関係機関や協力員に救助を求めることができる装置を貸与します。

### ◆ 対象者

重度の身体障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯のかた  
※原則、電話回線を有していることが条件となりますが、携帯型装置の貸与も可能です。お問合せ先にご相談ください。

### ◆ 利用料

利用者本人や世帯の市民税課税状況により異なります。

### ◆ 必要書類（申請書等は、障がい福祉課に備え付けています。）

- 申請書 ○利用誓約書 ○身体障害者手帳
- 協力員承諾書（緊急時に連絡が付き、駆けつけられるかたが原則3人必要となります。）

### ◆ お問合せ先

○障がいのあるかた 障がい福祉課	○65歳以上、介護認定対象のかた 長寿福祉課
TEL 888-5663	TEL 888-5668
FAX 888-5664	FAX 888-5667
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp	e-mail ro-wflg@city.akita.lg.jp

### 障がい者生活支援センターほくと

TEL 873-7804 FAX 853-4977  
e-mail hokuto7@rose.ocn.ne.jp  
<http://www.syahuku-hokuto.org/>



## 7 訪問歯科診療

秋田市歯科医師会では歯科治療を必要としているものの、介護を受けている、体が不自由などご本人が歯科医院へ通院することが困難なかたのため、歯科医師や歯科衛生士などが、ご自宅、老人ホームなどの施設、入院中の病院などにかたがい歯科治療を行う訪問歯科診療を行っています。

### ◆ 対象者

秋田市内にお住まいで、障がいなどで歯科医院への通院が困難なかた

### ◆ お問合せ先 秋田市歯科医師会

TEL 823-4564 FAX 888-0123

## 8 食の自立支援

### 食の自立支援事業

在宅の身体障がい者で食事の調理が困難なかに、昼食又は夕食をお届けします。

#### ◆ 対象者

身体障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯のかた（昼間において身体障がい者のみとなる世帯を含む。）

※身体障害者手帳で2級以上に認定されているかた

※疾病等による食事制限がある場合はご利用できない場合がありますので、事業者とご相談ください。

#### ◆ 利用料

340円～800円（配食サービスの実施事業者により異なります。）

※1日1食、1週間あたり3回まで

#### ◆ 必要書類

○申請書 ○身体障害者手帳

※申請書は、障がい福祉課および障がい者生活支援センターほくとに備え付けています。

#### ◆ お問い合わせ先

○障がいのあるかた

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

○65歳以上、介護認定対象のかた

長寿福祉課

TEL 888-5668

FAX 888-5667

e-mail ro-wflg@city.akita.lg.jp

障がい者生活支援センターほくと

TEL 873-7804

FAX 853-4977

e-mail hokuto7@rose.ocn.ne.jp

<http://www.syahuku-hokuto.org/>



## 9 自動車改造費の助成

### 身体障害者用自動車改造費の助成

障がいのあるかたが自動車を運転する場合、障がいにあわせて自動車の運転装置や駆動装置などの一部を改造する改造費を助成します。

改造をする前に申請してください。

#### ◆ 対象範囲

身体障害者手帳（上肢、下肢又は体幹機能障害3級以上）の交付を受けているかたで、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車

※本人やご家族の所得額により制限があります。

#### ◆ 助成額 10万円を上限に、改造にかかった実費

#### ◆ 必要書類

○身体障害者手帳 ○申請書 ○同意書 ○運転免許証

○年金を受給している場合、金額のわかるハガキなど

○見積書（改造の箇所および経費を明らかにしたもの）

○車検証、契約書など（車の所有者がわかるもの）

#### ◆ お問合せ先

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 10 運転免許取得費の助成

### 障害者自動車運転免許取得費の助成

障がいのあるかたが、自動車運転免許（普通自動車運転免許に限る。）の取得に要した費用の一部を助成します。

免許取得後6か月以内に申請してください。

#### ◆ 対象者

身体障害者手帳（上肢、下肢、体幹、運動機能障害又は聴覚障害の4級以上）又は療育手帳の交付を受けたかたで、自動車運転免許を取得することにより、就労などの社会参加が見込まれるかた

#### ◆ 助成額 10万円を上限に、教習に要した費用の3分の2

#### ◆ 必要書類

○身体障害者手帳又は療育手帳 ○申請書 ○教習実績書 ○運転免許証

#### ◆ お問合せ先

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp



## 11 財産などの管理

### 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者および知的障がい者の財産管理や契約等の法律行為などで、契約行為や財産の管理などに支障のある方が不利益を被ることがないように、家庭裁判所への申立てにより、ご本人を保護し、支援する人を選任する制度です。

秋田市権利擁護センターでは、成年後見制度に関する総合的な相談を受付しています。

#### ◆ お問合せ先

秋田市権利擁護センター  
うち障がいのあるかた  
障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

TEL 862-0102

うち65歳以上のかた

長寿福祉課

TEL 888-5668

FAX 888-5667

e-mail ro-wflg@city.akita.lg.jp

## 12 精神に障がいのあるかたの訓練等

### 地域活動支援センター

通所により、創作的活動や生産活動を行ったり、社会との交流促進等を図り、自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援します。

施設名	お問合せ先
秋田市のぞみ活動支援センター	障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664
秋田市南浜地域活動支援センター	
地域活動支援センター クローバー	TEL 846-5328 FAX 846-5358

# 1 自立支援医療制度

## (1) 自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上のかたが、更生医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための治療（人工透析、人工関節の手術等）について医療費の支給が受けられます。ただし、原則として医療費の1割の自己負担があります。（所得制限あり）

### ◆ 対象となる障害区分

- 肢体不自由
  - 視覚障害
  - 聴覚、平衡機能障害
  - 音声、言語、そしゃく機能障害
  - 免疫機能障害
  - 内部障害（心臓、腎臓、小腸、肝臓機能障害に限ります。）
- ※身体障害者手帳に記載されている障がい（部位）に対する医療であること、保険診療であること等の条件があります。

### ◆ 必要書類

- 医学的意見書
  - 申請書
  - 同意書
  - 健康保険証
  - 身体障害者手帳
  - マイナンバー（個人番号）を確認できるもの
  - 本人確認書類（運転免許証等）
- ※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）
- 特定疾病療養受療証（人工透析の場合）
  - 年金を受給している場合、金額のわかるハガキなど
- \*意見書は、指定医療機関の担当医師へ記入を依頼してください。  
また、市町村民税（所得割）や所得が確認できる公的証明書が必要な場合があります。

### ◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## (2) 自立支援医療（育成医療）

18歳未満のかたが、育成医療の指定を受けている医療機関で、必要な治療について医療費の支給が受けられます。ただし、原則として医療費の1割の自己負担があります。（所得制限あり）

### ◆ 対象となる障害区分

- 肢体不自由
- 視覚障害
- 聴覚、平衡機能障害
- 音声、言語、そしゃく機能障害
- 免疫機能障害
- 内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸および肝臓機能障害を除く障害については、先天性のものに限ります。）

※内部障害は手術の場合のみを対象としますが、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法および肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となります。

### ◆ 必要書類

- 自立支援医療（育成医療）意見書
- 申請書
- 同意書
- 健康保険証（世帯全員の写し）
- マイナンバー（個人番号）を確認できるもの
- 本人確認書類（健康保険証等）
- ※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

\*意見書の記入は、指定医療機関の担当医師へ依頼してください。

また、市町村民税（所得割）や所得が確認できる公的証明書が必要な場合があります。

### ◆ お問い合わせ先

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

### (3) 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患（てんかんを含みます。）を有するかが、通院による精神医療（外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護など）を継続して受ける必要がある場合に、指定医療機関での通院医療費の自己負担分の一部を公費で負担します。事前に認定申請が必要です。

#### ◆ 必要書類

- 申請書
- 同意書
- 診断書（秋田県指定の様式）
- 健康保険証（写し可）

国民健康保険	→	世帯全員の保険証の写し
社会保険（本人）	→	本人のみの保険証の写し
社会保険（家族）	→	被保険者と本人の保険証の写し
後期高齢者医療制度	→	世帯全員の保険証の写し

○前年の収入を確認できるもの（※非課税世帯で年金等の収入のあるかた）

○個人番号確認書類および本人確認書類

※申請書、診断書等は、健康管理課や医療機関に備え付けております。

#### ◆ お問合せ先

健康管理課 TEL 883-1180 FAX 883-1158  
e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

## 2 特定疾病による通院、入院

### 小児慢性特定疾病医療費の助成

小児慢性特定疾病に該当するかたに医療受給者証を交付し、医療費や入院時の食事代を助成します。助成額は、疾病や課税状況等により異なりますので、詳細はお問合せください。

#### ◆ 必要書類

- 申請書 ○医療意見書 ○健康保険証 ○個人番号確認書類
- 本人確認書類

#### ◆ お問合せ先

子ども健康課 TEL 883-1172 FAX 883-1173  
e-mail ro-chhl@city.akita.lg.jp

## 3 福祉医療制度

### 福祉医療制度による医療費の助成

次に該当するかたの保険診療にかかる自己負担分を助成します。

なお、健康保険に加入していないかた、生活保護を受給しているかたおよび他の制度により既に医療費助成を受けていて自己負担のないかたは、この制度での助成対象とはなりません。

#### ◆ 対象者

- 身体障害者手帳の1～3級又は療育手帳Aをお持ちのかた  
(社会保険の本人(注)のみ所得制限があります。)
- 65歳以上で、身体障害者手帳の4～6級をお持ちのかた  
(所得制限があります。社会保険の本人(注)は該当しません。)

(注)「社会保険の本人」とは「国民健康保険、国民健康保険組合および後期高齢者医療以外の健康保険に加入している被保険者」をいいます。

#### ◆ 必要書類

- 健康保険証
- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 所得証明書(総所得金額等、扶養人数、各種控除額が記載されたもの)  
※所得確認の対象者が、1月1日時点で、秋田市に住民登録をしていなかった場合(いわゆる住民税が、秋田市課税でない場合)に必要となります。秋田市課税の場合は、お知らせください。  
なお、申請時期により、必要となる証明書の年度が異なります。  
個人番号(マイナンバー)の提示により、省略できる場合があります。

#### ◆ お問い合わせ先

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 4 未熟児での入院

### 未熟児の医療費の助成

赤ちゃんが未熟児で生まれて入院した場合の医療費と食事療養費（おむつ代等を除く。）を助成します（最長1歳未満まで）。

詳細はお問合せください。

#### ◆ 対象費用

おむつ代などを除く入院医療費と食事療養費が対象です。

課税状況に応じて自己負担額を決定します。

なお、秋田市福祉医療費受給者証が交付されている場合、保険診療にかかる医療費の自己負担はありません。

#### ◆ 必要書類

○申請書 ○世帯調書 ○養育医療意見書 ○健康保険証

○所得、課税状況に関する公簿等の閲覧同意書

○秋田市福祉医療費受給者証 ○個人番号確認書類 ○本人確認書類

#### ◆ お問合せ先

子ども健康課

TEL 883-1172 FAX 883-1173

e-mail ro-chhl@city.akita.lg.jp

## 5 インフルエンザの定期予防接種

### インフルエンザ定期予防接種

接種日に60歳以上65歳未満のかたで、心臓、じん臓、呼吸器の機能に障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちのかたが、インフルエンザの定期予防接種を受けるとき、接種費用の一部を公費で負担します。

実施期間、自己負担額等、詳細についてはお問合せください。

#### ◆ お問合せ先

健康管理課

TEL 883-1179 FAX 883-1158

e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

## 6 肺炎球菌感染症（高齢者）の定期予防接種

### 肺炎球菌ワクチン定期予防接種

接種日に60歳以上65歳未満のかたで、心臓、じん臓、呼吸器の機能に障がい又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちのかたが、肺炎球菌感染症（高齢者）の定期予防接種を受けるとき、接種費用の一部を公費で負担します。

対象年齢であっても、今まで肺炎球菌ワクチンを接種したことがあるかたは助成の対象になりませんので、ご注意ください。

実施医療機関、自己負担額等、詳細についてはお問合せください。

#### ◆ お問合せ先

健康管理課 TEL 883-1179 FAX 883-1158  
e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

## 7 難病による通院、入院

### (1) 特定医療費（指定難病）受給者証

指定難病に該当し、一定の認定基準を満たしているかたに、医療費助成の受給者証を交付し、医療費の自己負担分を助成します。

助成額は、課税状況により異なります。詳細は、お問合せください。

#### ◆ 必要書類

- 申請書 ○同意書 ○住民票（世帯全員分） ○健康保険証の写し
  - 臨床調査個人票（指定様式） ○市民税・県民税（所得・課税）証明書
- ※申請書、臨床調査個人票、同意書は健康管理課に備え付けております。  
※健康保険証と市民税・県民税（所得・課税）証明書の提出は、加入医療保険によって対象範囲が異なります。

	健康保険証の写し	市民税・県民税（所得・課税）証明書
国民健康保険	同じ世帯で国民健康保険に加入しているかた全員分	
後期高齢者医療制度	同じ世帯で後期高齢者医療制度に加入しているかた全員分	
国民健康保険組合	同じ世帯で国民健康保険組合に加入しているかた全員分	
被用者保険本人	被保険者のもの	被保険者のもの
被用者保険家族	被保険者と本人のもの	※被保険者が非課税の場合は被扶養者全員分
生活保護	「生活保護受給証明書」	

#### ◆ お問合せ先

健康管理課 TEL 883-1180 FAX 883-1158  
e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

## (2) 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証

先天性血液凝固因子障害等に該当されるかたに医療受給者証を交付し、医療費の自己負担分を助成します。

必要書類は疾患により異なります。詳細についてはお問合せください。

### ◆ お問合せ先

健康管理課 TEL 883-1180 FAX 883-1158  
e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

## (3) 特定疾患医療受給者証

スモン、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）に該当されたかたに、医療受給者証を交付し、医療費の自己負担分を助成します。詳細についてはお問合せください。

### ◆ お問合せ先

健康管理課 TEL 883-1180 FAX 883-1158  
e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

## 8 産科医療補償制度

### 産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さまとご家族の経済的負担を速やかに補償する制度です。

母子手帳に記載されているほか、産科医療補償制度のホームページで確認できます。詳細についてはお問合せください。

### ◆ お問合せ先

公益財団法人日本医療機能評価機構  
産科医療補償制度専用コールセンター  
TEL 0120-330-637  
受付時間：午前9時から午後5時（土日祝日、年末年始を除く）  
産科医療補償制度ホームページ <http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>





# 1 特別障害者手当等

## (1) 特別障害者手当

### ◆ 対象者

20歳以上で、身体および精神の重度の障がいにより、日常生活において常時特別な介護を必要とするかた（身体障害者手帳におおむね1～2級程度の障がい重複しているなど）

※身体障害者手帳等を所持していなくても、同程度の障がいのあるかたは、対象となります。

※施設に入所している場合、病院や診療所などに3か月以上継続して入院している場合、本人又は配偶者、扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合は対象になりません。

### ◆ 手当額 月額 27,980円（令和5年4月分以降）

※年4回の支給（支給月：2月、5月、8月、11月）

### ◆ 必要書類

○申請書

○特別障害者手当用の診断書

○所得状況届

○年金を受給している場合、金額のわかるハガキなど

○障がい者本人の銀行通帳

○身体障害者手帳又は療育手帳（お持ちのかた）

○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

○本人確認書類（運転免許証等）

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

### ◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## (2) 障害児福祉手当

### ◆ 対象者

20歳未満（20歳の誕生日の前日の属する月まで）で、身体障害者手帳のおおむね1級か療育手帳のおおむねA程度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とするかた

※身体障害者手帳を所持していなくても、同程度の障がいのあるかたは対象となります。

※施設に入所している場合、本人又は扶養義務者の前年の所得が限度額を超えている場合は対象になりません。

### ◆ 手当額 月額 15,220円（令和5年4月分から）

※年4回の支給（支給月：2月、5月、8月、11月）

### ◆ 必要書類

○申請書

○障害児福祉手当用の診断書

○所得状況届

○年金を受給している場合、金額のわかるハガキなど

○障がい児本人の銀行通帳

○身体障害者手帳又は療育手帳（お持ちのかた）

○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

○本人確認書類（運転免許証等）

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

### ◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 2 児童扶養手当

### 児童扶養手当

#### ◆ 対象者

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていないか、父又は母が重度の障がい（国民年金又は厚生年金法1級相当）で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父か母、父母にかわってその児童を養育しているかたが対象です。

また、児童が政令で定める程度の障がいの状態の場合は、20歳未満まで対象となります。

※申請者が婚姻（事実上の婚姻関係を含む。）している場合や児童が里子又は児童福祉施設等に入所している場合は対象になりません。

※障害基礎年金を受給しているかたは、子の加算部分の月額が児童扶養手当の額よりも低い場合に、差額分の手当を受給できます。そのほかの公的年金等を受給しているかたは、その月額が手当の額よりも低い場合に差額分を受給できます。

#### ◆ 手当額

児童1人のとき……………月額 44,140円（令和5年4月分から）

児童2人のとき……………月額 54,560円（令和5年4月分から）

児童3人以上のとき………3人目以降は1人につき6,250円を加算

※受給資格が認定されると、請求日の属する月の翌月分から手当が支給されます。

※申請者の希望した金融機関の口座に振り込まれます。

年6回の支給（支給月：1月、3月、5月、7月、9月、11月）

※受給資格者や同居している扶養義務者の前年分の所得が限度額を超えている場合は、手当の一部又は全部が支給されません。

#### ◆ 必要書類

○戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）

※申請者と児童が同じ戸籍の場合

・戸籍の全部事項証明書

（取得後1か月以内のもので離婚年月日が確認できるもの）

※申請者と児童が同じ戸籍でない場合

・申請者の戸籍の全部事項証明書（取得後1か月以内のもの）

・児童の戸籍の全部事項証明書（取得後1か月以内のもの）

○年金手帳

○口座番号確認書類 ※公金受取口座を利用する場合は、必要ありません。

- 健康保険証（申請者と児童のもの）
- 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
  - ※申請者、児童、同居している扶養義務者はすべて必要
- このほか、追加の書類が必要な場合があります。
  - 詳しくはお問合せください。

◆ **お問合せ先**

子ども総務課 TEL 888-5690 FAX 888-5693  
e-mail ro-chbs@city.akita.lg.jp

### 3 特別児童扶養手当

#### 特別児童扶養手当

◆ **対象者**

身体か知的に中程度以上の障がいのある20歳未満（20歳の誕生日の前日の属する月まで）の子どもを扶養している父や母、又は父母に代わり養育しているかた

※対象児童が身体障害者手帳や療育手帳を所持していなくても、同程度の障がいのあるかたは対象となります。

※対象児童が施設に入所している場合や、受給資格者や同居家族の前年の所得が限度額をこえている場合は対象になりません。

◆ **手当額**

1級（重度障害児）月額 53,700円（令和5年4月分から）

2級（中度障害児）月額 35,760円（令和5年4月分から）

※年3回の支給（4月、8月、11月）

◆ **必要書類**

○世帯全員の戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）取得後1か月以内のもの

○申請書 ○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

○特別児童扶養手当用認定診断書 ○身体障害者手帳、療育手帳

○本人確認書類（運転免許証等）

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

◆ **お問合せ先**

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 4 障害年金等

病気やけがなどのために障がいがあり、日常生活に著しい制限を受けるようになった場合、その障がいの程度等により障害年金が支給されます。

### (1) 障害基礎年金

#### ◆ 対象者

- ・ 20歳前に初診日がある病気やけがで障がいの状態になったかた（所得制限があります。）
- ・ 国民年金の被保険者期間中および、60歳以上65歳未満（年金の繰上げ請求をしていないかた）の間に初診日がある病気やけがで障がいの状態になったかた（一定の保険料の納付期間が必要です。）

#### ◆ 年金額（令和5年度）

1級…年額 993,750円

（昭和31年4月1日以前に生まれた方 990,750円）

2級…年額 795,000円

（昭和31年4月1日以前に生まれた方 792,600円）

（年金の障害等級は、国民年金法施行令での等級となりますので、身体障害者手帳の等級と必ずしも一致はしません。）

#### ◆ 加算額（令和5年度）

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持している18歳到達年度の末日までにある子又は障害等級が1級、2級の障がいの状態にある20歳未満の子があるときは、次の表の額が加算されます。

1人目・2人目の子	1人につき年額 228,700円
3人目以降の子	1人につき年額 76,200円

#### ◆ お問合せ先

日本年金機構 秋田年金事務所

TEL 865-2392（自動音声にてご案内します。）

FAX 864-3929

ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

国保年金課 TEL 888-5633

FAX 888-5631

e-mail ro-ctnh@city.akita.lg.jp



## (2) 障害年金生活者支援給付金

公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の障害年金受給者のかたの生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

### ◆ 支給要件

- ①障害基礎年金の受給者であること。
- ②前年の所得が、472万1千円以下であること。（毎年10月に基準額の見直しがあります。）  
※扶養親族等の数に応じて基準額が増額となります。

### ◆ 支給額（令和5年度）

- 障害等級2級に該当する障害基礎年金の受給権者  
月額5,140円（給付基準額）
- 障害等級1級に該当する障害基礎年金の受給権者  
月額6,425円（給付基準額の1.25倍）

### ◆ お問い合わせ先

日本年金機構 秋田年金事務所  
TEL 865-2392（自動音声にてご案内します。）  
FAX 864-3929  
<https://www.nenkin.go.jp/>



## (3) 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がいのあるかたについて、福祉的措置として創設されました。

### ◆ 対象者

国民年金に任意加入していなかった次の①又は②のいずれかの期間に、障がいを負った病気やけがの初診日があり、現在、障害基礎年金の1級および2級相当の障害の状態にあるかた（障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができるかたは対象になりません。）

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金保険、共済組合等の加入者）の配偶者

### ◆ 支給額（令和5年度）

1級…月額 53,650円      2級…月額 42,920円

### ◆ お問い合わせ先

日本年金機構 秋田年金事務所  
TEL 865-2392（自動音声にてご案内します。）  
FAX 864-3929  
ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>



## (4) 障害厚生年金

### ◆ 対象の範囲

- ・厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気やけがによる障がいのあるかた（一定の保険料の納付済期間が必要です。）

### ◆ 年金額

障がいの程度や被保険者期間などによって決定されます。

### ◆ お問合せ先

日本年金機構 秋田年金事務所 お客様相談室

TEL 865-2392（自動音声にてご案内します。）

FAX 864-3929

ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

※共済組合の加入中に初診日のあるかたは障害共済年金になりますので、各共済組合にお問合せください。



## 5 交通事故による障がい

自動車事故対策機構では、①自動車事故により重度後遺障害者となられたかたへの「介護料の支給」および②自動車事故により死亡又は重度の後遺障害が残ったかたのお子様に対する「生活資金の貸付（無利子）」を行っております。

### (1) 重度後遺障害者に介護料を支給

#### ◆ 対象者

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があるため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態のかた

※自賠償保険等による後遺障害等級認定は、身体障害者手帳による認定等級とは異なりますので、ご注意ください。

#### ◆ 介護料支給金額の範囲（月額）

- ① 常時の介護が必要なかたのうち、「重度後遺障害診断書」で、症状が「最重度」とであると認められたかた 85,310円～211,530円
- ② ①以外で常時介護が必要なかた 72,990円～166,950円
- ③ 随時の介護が必要なかた 36,500円～83,480円

#### ◆ お問合せ先

独立行政法人自動車事故対策機構（<http://www.nasva.go.jp>）

秋田支所（八橋大畑二丁目12番53号）

TEL 863-5875 FAX 863-5864

仙台主管支所 TEL 022-204-9902



NASVA 交通事故被害者ホットライン

TEL 0570-000738

(土、日、祝日、年末年始を除く) 10:00~12:00  
13:00~16:00

- 1 各種相談機関の窓口紹介
- 2 NASVAサービスの案内

## (2) 生活資金の貸付

### ◆ 対象者

自動車事故により死亡、又は重度の後遺障害が残ったかたの中学校卒業までのお子様

### ◆ 申込者

貸付を希望するお子様の保護者（貸付機関期間は中学校卒業まで）

### ◆ 貸付額

一時金 155,000円、月額10,000円又は20,000円  
小・中学校入学支度金（希望による） 44,000円

### ◆ 返済期間

原則20年以内

### ◆ お問い合わせ先

独立行政法人自動車事故対策機構

秋田支所（八橋大畑二丁目12番53号）

TEL 863-5875

FAX 863-5864

仙台主管支所

TEL 022-204-9902

## 6 障害者扶養共済制度

障がいのあるかたを扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万が一（死亡、重度障害）のことがあったとき、障がいのあるかたに終身一定額の年金を支給する制度です。

加入には要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

### ◆ お問い合わせ先

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp



# 1 所得税、市民税・県民税、相続税および贈与税

対象となるかた	控 除 額 等			
	所得税	市・県民税	相続税	贈与税
I 納税者本人が次の①～③の場合など ①身体障害者手帳1、2級のかた ②療育手帳Aのかた ③精神障害者保健福祉手帳1級のかた  II 同一生計配偶者や扶養親族が、①・②・③の場合など	[所得控除] 障がい者 1人につき  40万円	[所得控除] 障がい者 1人につき  30万円	[税額控除] 相続人が、 ①・②・③の場合 20万円× (85歳－ 相続開始時 の年齢)	①・②・③のかたが生活費などに充てるために、一定の特定障害者扶養信託契約に基づき、信託受益権を取得した場合には、その信託受益権の価額のうち、 6,000万円まで非課税
III IIの対象となるかたが、同居の場合	75万円	53万円		
IV 納税者本人が次の④～⑥の場合など ④身体障害者手帳3～6級のかた ⑤療育手帳Bのかた ⑥精神障害者保健福祉手帳2、3級のかた  V 同一生計配偶者や扶養親族が、④・⑤・⑥の場合など	[所得控除] 障がい者 1人につき  27万円	[所得控除] 障がい者 1人につき  26万円	[税額控除] 相続人が、 ④・⑤・⑥の場合 10万円× (85歳－ 相続開始時 の年齢)	④・⑤・⑥のかたが生活費などに充てるために、一定の特定障害者扶養信託契約に基づき、信託受益権を取得した場合には、その信託受益者の価格のうち、 3,000万円まで非課税

※控除額は、令和5年4月1日現在のものです。

※令和5年度市民税・県民税（令和4年中の所得等）における障害者控除は、令和4年12月31日時点の現況によります。令和5年1月1日以降に初めて障がい認定を受けた場合、令和5年度市民税・県民税における障害者控除の対象とはなりません。

※心身障害者扶養共済制度で支給される給付金（脱退一時金を除く）には、所得税はかかりません。また、この給付を受ける権利について、相続や贈与によって取得したときも、相続税や贈与税はかかりません。

### ◆ お問合せ先

所得税、相続税、贈与税について

「電話相談センター」

秋田南税務署 TEL 832-4121

秋田北税務署 TEL 845-1161

※音声案内で1番を選択してください。

市民税・県民税について

市民税課 TEL 888-5476

FAX 888-5474

e-mail ro-fnct@city.akita.lg.jp

## 2 個人事業税

両眼の視力を喪失したかた又は両眼の視力が0.06以下の視力障害があるかたで、あんま、はり、きゅうなどの医業に類する事業を個人で行っているかたは、事業税の対象になりません。

### ◆ お問合せ先

秋田県総合県税事務所課税部課税第一課

TEL 860-3338 FAX 860-3333

e-mail sogokenzei@pref.akita.lg.jp

## 3 預貯金

障がいのあるかたは、元金が350万円までの銀行の預貯金等の利子が非課税になります。

お問合せは、お近くの金融機関の窓口まで

## 4 自動車税種別割、自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割

障がいのあるかたが取得又は所有する自動車は、自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の減免が受けられます。

ただし、減免を受けることができるのは、障がい者1人につき、1台です。軽自動車税種別割の減免を受けた場合は、自動車税種別割の減免を受けることはできません。

※令和元年10月1日から、自動車税は自動車税種別割に、自動車取得税は自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割になりました。

※軽自動車税種別割については、53ページをご覧ください。

### ◆ 減免を受けられる自動車

- 本人運転……自らが運転する自動車
- 家族運転……障がいのあるかたの通学、通院、通所、生業のために、同居し、生計を一にするかたが運転する自動車
- 介護者運転…障がいのあるかた（手帳を所持しているかたのみで構成される世帯のかたに限ります。）の通学、通院、通所、生業のために、常時介護（1年以上の期間にわたり、週3日以上身体障がい者等本人のために運転を行っているか、又は行う見込みがある。）するかたが運転する自動車

※減免を受けることができる自動車は、次のいずれかに限ります。

- 4月1日現在、障がい者本人が所有しているもの
- 4月1日以降、障がい者本人が取得するもの

ただし、障がい者が18歳未満の場合や知的障がい者、精神障がい者については、家族名義でも減免を受けることができます。

（注）自動車税種別割は、新車および中古新規登録のみ該当します。

減免を受けている自動車の処分方法によっては、減免を受けられない場合があります。

※次の場合、自動車税等に係る生計同一（常時介護）証明書が必要です。

○障がいのあるかたと生計を一にする同居家族のかたが運転する場合

○生計を一にする同居家族のかたが所有する自動車を知的障がい者本人又は精神障がい者本人が運転する場合

証明書の有効期間は、発行された日から1か月間です。

◆ 自動車税の減免申請受付期間

自動車税の減免申請の受付期間は、毎年4月1日から6月30日までです。

また、新たに自動車を取得する際に、自動車税種別割や自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割がかかる場合は、自動車の登録手続きをする時に、秋田県総合県税事務所長（自動車会議所内の申告窓口）に申告書の提出と減免申請を行ってください。

証明書等が必要になる場合がありますので、事前にご確認ください。

◆ 減免の対象となるかた

（令和5年4月1日現在、手帳の交付を受け、次表に該当するかた）

障がい / 運転の区分		運転の区分		備考
		本人の運転	家族・介護者の運転	
視覚障害		1級～4級	1級～4級	複数の障がいの区分に該当する場合、身体障害者手帳表面に記載されている総合等級を、それぞれの障がいの等級とみなす。 例：上肢4級、下肢3級、総合等級2級→上肢・下肢ともに2級とみなす。 ※ <sub>1</sub> —上肢のみに運動機能障害がある者を除く。 ※ <sub>2</sub> 3級の場合、一下肢のみに運動機能障害がある者を除く。
聴覚障害		2級・3級	2級・3級	
平衡機能障害		3級	3級	
喉頭摘出による音声機能障害		3級	—	
上肢不自由		1級・2級	1級・2級	
下肢不自由		1級～6級	1級～3級	
体幹不自由		1級～3級・5級	1級～3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級 ※ <sub>1</sub>	1級・2級 ※ <sub>1</sub>	
	移動機能	1級～6級	1級～3級 ※ <sub>2</sub>	
心臓機能障害		1級・3級	1級・3級	
じん臓機能障害		1級・3級	1級・3級	
呼吸器機能障害		1級・3級	1級・3級	
ぼうこう・直腸の機能障害		1級・3級・4級	1級・3級	
小腸の機能障害		1級・3級	1級・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	1級～3級	
肝臓の機能障害		1級～3級	1級～3級	
知的障がい		療育手帳A	療育手帳A	
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳1級	

※車椅子の昇降装置、固定装置や浴槽を装着する等の特別の仕様により製造されたものや、一般の軽自動車に同様の構造変更が加えられたもので、自動車検査証の車体の形状欄の記載が、「身体障害者輸送車」、「入浴車」、「車いす移動車」、「患者輸送車」である自動車も減免の対象になります。

※戦傷病者手帳の交付を受けているかたの該当区分の詳細については、お問合せください。

※減免の基準は、令和5年4月1日現在のものです。

### ◆ 必要書類

申請には以下の書類が必要です。

- 減免申請書 秋田県総合県税事務所に備え付けております。  
秋田県ホームページ（<https://www.pref.akita.lg.jp>）  
からもダウンロードできます。  
「自動車税 減免」で検索してください。



- 身体障がいのあるかた…身体障害者手帳又は戦傷病者手帳
- 知的障がいのあるかた…療育手帳
- 精神障がいのあるかた…精神障害者保健福祉手帳
- 運転するかたの運転免許証
- 生計同一証明書 障がいのあるかたと生計を一にする同居家族のかたが運転する場合  
生計を一にする同居家族のかたが所有する自動車を知的障がい者本人又は精神障がい者本人が運転する場合
- 常時介護証明書 障がい者手帳所持者のみで構成される世帯のかたのために、常時介護するかたが運転する場合
- 車検証

### ◆ お問合せ先

秋田県総合県税事務所課税部課税第四課  
TEL 860-3339  
FAX 860-3930  
e-mail [sogokenzei@pref.akita.lg.jp](mailto:sogokenzei@pref.akita.lg.jp)

◆ 自動車税等に係る生計同一（常時介護）証明書について

証明書の交付については、次の書類を持参し、申請してください。

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 運転者の免許証
- 車検証
- 通院、通学証明書等（常時介護の場合）

※要件に該当しなくなった場合は、その旨申告が必要です。

◆ 申請先

身体障がい・知的障がいのあるかた

障がい福祉課（秋田市役所 本庁舎 1階）

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

精神障がいのあるかた

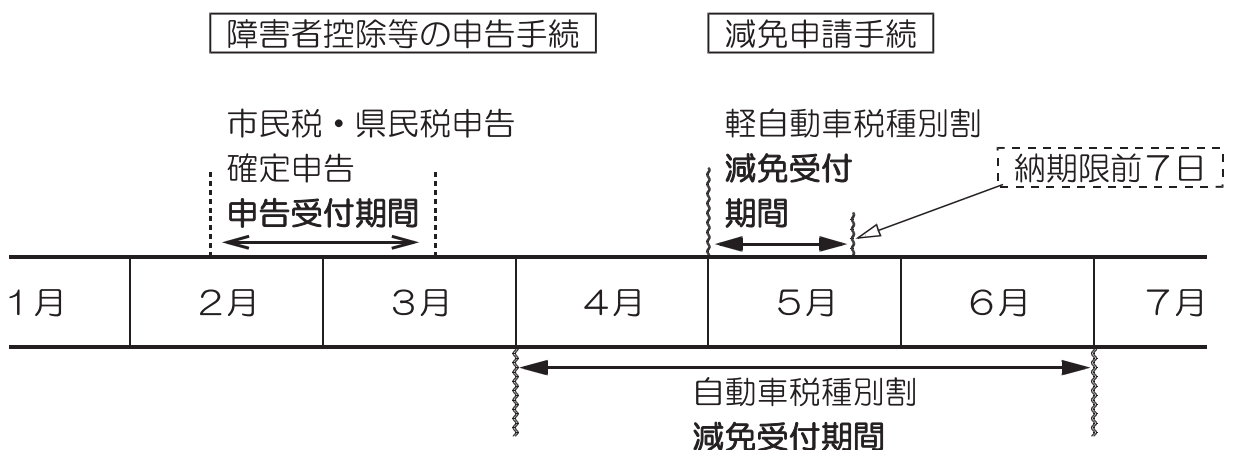
健康管理課（秋田市保健所 1階）

TEL 883-1180

FAX 883-1158

e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

◆ 減免等申請手続時期一覽



## 5 軽自動車税種別割

障がいのあるかたが所有する軽自動車などについて、軽自動車税種別割の減免が受けられます。

### ◆ 減免の対象となる軽自動車等

- ①障がいのあるかたが所有し、運転するもの
- ②障がいのあるかたが所有し、専らその通学、通院、通所又は生業のために生計を一にするかたが運転するもの（ただし、身体障がいのあるかたが18歳未満の場合や、精神障がい、知的障がいのあるかたについては生計を一にしているかたが所有する車も対象となります。）
- ③手帳を所持しているかたのみで構成される世帯のかたが所有し、専らその通学通院、通所又は生業のために、常時介護するかたが運転するもの  
※福祉改造車両についても減免制度がありますので、お問合せください。

### ◆ 対象（令和5年4月1日現在、手帳の交付を受け、次表に該当するかた）

障がいの区分		運転の区分		備考
		本人の運転	家族・介護者の運転	
視覚障害		1級～4級	1級～4級	複数の障がいの区分に該当する場合、身体障害者手帳表面に記載されている総合等級を、それぞれの障がいの等級とみなす。 例：上肢4級、下肢3級、総合等級2級→上肢・下肢ともに2級とみなす。 ※ <sub>1</sub> —上肢のみに運動機能障害がある者を除く。 ※ <sub>2</sub> 3級の場合、一下肢のみに運動機能障害がある者を除く。
聴覚障害		2級・3級	2級・3級	
平衡機能障害		3級	3級	
喉頭摘出による音声機能障害		3級	—	
上肢不自由		1級・2級	1級・2級	
下肢不自由		1級～6級	1級～3級	
体幹不自由		1級～3級・5級	1級～3級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級 ※ <sub>1</sub>	1級・2級 ※ <sub>1</sub>	
	移動機能	1級～6級	1級～3級 ※ <sub>2</sub>	
心臓機能障害		1級・3級	1級・3級	
じん臓機能障害		1級・3級	1級・3級	
呼吸器機能障害		1級・3級	1級・3級	
ぼうこう・直腸の機能障害		1級・3級・4級	1級・3級	
小腸の機能障害		1級・3級	1級・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	1級～3級	
肝臓の機能障害		1級～3級	1級～3級	
知的障がい		療育手帳A	療育手帳A	
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳1級	

## ◆ 減免申請について

減免申請の受付期間は、納税通知書が届いてから納期限前7日までとなります。

各年度の申請期限は、納税通知書と同封して送付される軽自動車税種別割のしおりや、広報あきた、さきがけ広報板等で、お知らせします。

期限を過ぎた申請は受付できませんので、ご注意ください。

減免申請書は、受付期間に、秋田市市民税課、河辺市民サービスセンターおよび雄和市民サービスセンターの窓口にて備え付けております。

対象となる車両は、普通自動車、大型自動車、二輪車、軽自動車などを含めて、年度ごとに、1人の障がい者につき、1台限りです。

減免の対象となる障害者手帳の交付を受けていることを理由として減免申請できるのは、障がいのあるかた本人に課税された軽自動車税種別割です。家族のかたに課税された軽自動車税種別割の減免はできません。

過去に減免を受けていたとしても、買替えなどで納税義務者（名義）を、障がいのあるかた以外に変更すると減免できなくなりますのでご注意ください。（身体障がい者が18歳未満の場合や知的障がい者、精神障がい者は除く。）

障がい者手帳所持者のみで構成される世帯のかたのために、常時介護するかたが運転する場合は、生計を同じくしないかたが運転する車両でも、減免の対象となります。

## ◆ 必要書類

- 減免申請書
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 運転者の運転免許証
- 車検証
- マイナンバー（個人番号）を確認できるもの
- 納税通知書

## ◆ お問い合わせ先

市民税課

TEL 888-5475

FAX 888-5474

e-mail ro-fnct@city.akita.lg.jp



## 1 交通機関の割引制度

### (1) JR運賃の割引

割引のお申し出の際は、身体障害者手帳もしくは療育手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載があるもの）が必要となります。

対象	割引乗車券類	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	
第1種障がい者とその介護者 又は12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く。)	50%	
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合

#### ◆ お問い合わせ先

各旅客鉄道の窓口

JR東日本お問い合わせセンター

TEL 050-2016-1600

(ご案内時間6:00~24:00)

## (2) 国内線航空旅客運賃の割引

### ◆ 対象範囲

搭乗時の年齢が12歳以上で、次の手帳をお持ちのかたが、国内線を利用（予約）する際、手帳を航空券購入窓口に提示すると、割引を受けることができる場合があります。

手帳の内容	割引対象者
<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳</li><li>・療育手帳</li><li>・戦傷病者手帳</li><li>・精神障害者保健福祉手帳</li></ul>	本人および同行する 介護者（※）

※介護者とは、航空会社が介護能力があると認める満12歳以上のかたで、割引の対象は1名のみです。

### ◆ 割引率

航空会社により異なります。各航空会社までお問い合わせください。

### ◆ お問い合わせ先

日本航空株式会社

JALプライオリティ・ゲストセンター

9：00～17：00（年中無休）

TEL 0120-747-707

有料ダイヤル 03-5460-3783

※IP電話（一部）海外からの国際電話などの場合にご利用ください。

耳や言葉の不自由なお客様のための予約・案内サービス

9：00～18：00（年中無休）

FAX 0120-747-606

（お好きな用紙にご記入の上、お送りください。）

JALwebサイト（<https://www.jal.co.jp/jalpri/>）から、  
メールでお問い合わせいただけます。



全日本空輸株式会社

ANAおからだの不自由な方の相談デスク

9：00～17：00（年中無休）

TEL 0120-029-377

TEL 0570-029-377（携帯電話）

### (3) 有料道路通行料金の割引（事前に登録が必要です。）

#### ◆ 対象範囲

- 身体障害者手帳をお持ちのかたが運転する場合
- 第1種身体障がい者又は療育手帳Aをお持ちのかたが乗車し、本人以外のかたが運転する場合  
※原則として障がい者本人又は本人の親族等（対象範囲あり）が所有するもの。障がいのあるかた1人につき1台に限ります。ただし、自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも、要件を満たす自動車は割引の対象となります。

#### ◆ 対象車種（自家用自動車のみ対象となります。）

- 乗用自動車（乗車定員10人以下のもの）
- 貨物自動車（後部座席が設置され、乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの、又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量が500kg以下のもの）
- 特種用途自動車（乗車定員が10人以下の「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」、又は「キャンピング車」）
- 二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの）  
※車種要件等により、登録できない自動車があります。  
（事業用自動車、乗合タクシー、デマンドタクシー、軽トラック等）

#### ◆ 割引率

通常料金の約50%（通常料金を半額にした際に、端数が生じる場合は、お支払い額を10円単位で切り上げます。）

#### ◆ 割引を受けるための申請（登録）

事前に障がい福祉課、西部、北部、南部（御野場のみ）、河辺、雄和市民サービスセンターで登録が必要です。

#### ◆ 手続き

##### ① ETCを利用しない場合

前もって申請（有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書）し、所定の手続き（手帳に、自動車ナンバーおよび割引有効期限を記載したシールを貼付）を受けてください。

※自動車を事前登録されない場合は、「自動車登録なし」とシールに記載されます。

##### ② ETCを利用する場合

①の手続きに加え、「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請証明書」の発行を受け、ETC利用申請の手続きを行ってください。①と同一の申請書で、使用するETCカード、ETC車載器を登録していただきます。

## ◆ 手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳又は療育手帳
- ②登録を希望する自動車の自動車検査証（車検証）
- ③割賦契約書又はリース契約書（車が割賦購入又は長期リース車両の場合）
- ④E T Cカード又はE T Cパーソナルカード（原則として障がいのあるかた本人名義のもの）
- ⑤E T C車載器の「E T C車載器セットアップ申込書・証明書」等
- ⑥運転免許証（障がいのあるかた本人が運転する場合のみ）

※④、⑤はE T Cを利用する場合のみ

※新規の場合①～⑥（自動車を登録しない場合は①・⑥）、変更の場合①～⑤（自動車を登録しない場合は①）、更新の場合①～③（自動車を登録しない場合は①）が必要です。

※オンラインによる申請

各種申請（新規・変更・更新）手続きが、E T C利用申請者を対象にオンラインで申請できます。

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

## ◆ ご利用方法

### ①E T Cを利用しない場合

有料道路を手帳に記載された自動車で通行し、料金を支払う際に手帳を呈示して、料金所係員の確認を受けたうえで、所定の料金をお支払いください。

### ②E T Cを利用する場合

「有料道路障害者割引申請書兼E T C利用申請書」で登録したE T Cカード、E T C車載器、自動車で通行してください。なお、E T Cレーンが点検等により使用できない場合は、E T Cカードと通行券と手帳を料金所係員に呈示してください。手帳の呈示がない場合は、割引となりませんので、必ず手帳を携帯するようにしてください。

### ③事前に登録されていない自動車を利用する場合

E T C登録の有無に関わらず、料金所の係員に手帳を呈示してご利用ください。E T C専用レーンやスマートインターチェンジは利用できません。

※【①、②、③共通】出口で料金精算機を利用する場合は、手帳をご準備いただき、料金精算機に設置している「係員呼び出しレバー」を下げ、インターホンによる係員の説明にそって通行料金の精算をしてください。

※E T Cでのご利用が可能となる日（書面にて通知する日）より前に有料道路を利用する場合は、出口料金所で係員のいるブースで手帳を呈示し、割引を受けてください。出口をE T Cで走行した場合は、障がい者割引が適用されませんので、ご注意ください。

## ◆ お問い合わせ先

### 申請等に関するお問い合わせ

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

### 制度に関するお問い合わせ

東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）お客さまセンター  
TEL 0570-024-024（24時間年中無休）  
（IP電話からのお問い合わせは03-5308-2424）  
ホームページ <https://www.driveplaza.com/>



## （４）バス運賃の割引

バスを降りる際に手帳を提示することにより、運賃が割引となります。

### ＜身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのかた＞

	第1種身体障害児（者）又は療育手帳Aをお持ちのかた	12歳未満の第2種身体障害児又は療育手帳Bをお持ちのかた	12歳以上の第2種身体障害児（者）又は療育手帳Bをお持ちのかた
割引対象者	本人および介護者	本人および介護者	本人
市内路線バス	割引率：50%		

### ＜精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた＞

	精神障害者保健福祉手帳
割引対象者	本人
市内路線バス	割引率：50%

## ◆ お問い合わせ先

高速バスや定期券等の割引については、各バス会社までお問合せください。

## （５）福祉特別乗車証（バス券） ＜身体障害者手帳、療育手帳＞

秋田市に居住するバス利用が可能な在宅のかたは、申請により福祉特別乗車証の交付を受けることができます。

福祉特別乗車証の交付を受けられたかたは、手帳による割引との併用で秋田市内路線バス（秋田中央交通、マイタウン・バス）に限り、無料でバスに乗車することができます。ただし、秋田市以外へバスで移動した場合は、秋田市以外の区域のみ半額負担となります。

中心市街地循環バス（ぐるる）では福祉特別乗車証（バス券）の使用はできません。

◆ **必要書類**

○身体障害者手帳又は療育手帳

○個人番号（マイナンバー）のわかるもの

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

※福祉特別乗車証は原則として再交付できませんので、ご注意ください。

◆ **介護者の助成**

介護者もバス運賃の割引対象となるかたのうち、バスで通学、通所、通院しているかたで、一週間あたり3日以上介護者が付き添っている場合に限る、別途申請により介護者の運賃も助成の対象になります。

申請にあたっては、通学又は通所先からの証明、通院の場合については領収書等による証明が必要になりますので詳しくはお問合せください。

◆ **お問合せ先**

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664  
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

**(6) 福祉特別乗車証（バス券） <精神障害者保健福祉手帳>**

秋田市に住所があり、通院や通所にバスを利用する在宅のかた（生活保護を受けているかたは除きます。）は、申請により福祉特別乗車証の交付を受けることができます。

通院や通所のために利用する時に限り、手帳と福祉特別乗車証を提示することで、秋田市内の路線バス（秋田中央交通、マイタウン・バス）の運賃が無料になります。ただし、秋田市以外へバスで移動した場合は、秋田市以外の区間は50%割引となります。

◆ **必要書類**

○精神障害者保健福祉手帳

◆ **お問合せ先**

健康管理課 TEL 883-1180 FAX 883-1158  
e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

**(7) タクシー運賃の割引**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたが秋田県ハイヤー協会加入のタクシーに乗車したときに手帳を提示することで、運賃が1割引になります。

◆ **お問合せ先**

各タクシー会社

## (8) 身体障がい者（通院用）タクシー利用券

秋田市に居住する在宅のかた（生活保護を受給しているかたは除きます。）で、次の身体障害者手帳をお持ちのかたは、申請により利用券の交付を受けることができます。

### ◆ 対象者

内部機能障害 1 級

肢体不自由の下肢又は体幹機能障害 1～3 級

視覚障害 1～3 級

### ◆ 交付枚数 ※申請月によって交付枚数が変わります。

一般交付 ひと月あたり 4 枚（年間 48 枚を上限とします。）

追加交付 じん臓機能障害 1 級で、人工透析のためタクシーで通院しているかたは、別途申請により、ひと月あたり 12 枚の追加交付が受けられます。

### ◆ 助成額

1 回の乗車につき 1 枚の使用により、身体障害者手帳による割引（1 割引）後の運賃から **580 円** が割引されます。

※秋田市内のタクシー普通車の初乗り運賃の区間内（1 キロまで 580 円）で降車された場合、身体障害者手帳の掲示による割引と利用券を使用することにより、自己負担はありません。

なお、この場合、お釣りはできませんので、ご了承ください。

※タクシー利用券は、秋田市内での通院（自宅と医療機関との間で乗降車する区間）以外にはご利用できません。

また、譲渡や紛失等による再交付はできませんのでご注意ください。

### ◆ 必要書類

○身体障害者手帳

○個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

※代理人の場合は、代理人の本人確認書類（運転免許証等）

### ◆ お問合せ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 2 N T T 無 料 番 号 案 内

### N T T 無 料 番 号 案 内 (ふれあい案内)

目や耳、上肢等の不自由なかた、知的障がいや精神障がい、聴覚障がい、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいのあるかたなど、電話帳の利用が困難なかたには無料でN T T 1 0 4 電話案内をご案内します。

※ご利用には事前に登録が必要です。

#### ◆ 対象者

○身体障害者手帳をお持ちで、下記のいずれかに該当するかた

- ・視覚障がいの1級～6級
- ・上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの1級、2級
- ・聴覚障がいの2級、3級、4級、6級
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がいの3級、4級

○戦傷病者手帳をお持ちで、下記のいずれかに該当するかた

- ・視力障がい：特別項症～第6項症
- ・上肢障がい：特別項症～第2項症
- ・聴覚障がい：第2項症、第4項症
- ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい：第1項症、第2項症、第4項症

○精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

○療育手帳をお持ちのかた

#### ◆ 必要書類

○申込書

○身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のコピー

#### ◆ 登録のお申し込み・お問合せ先 (フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後5時 (月曜～金曜)

※土曜、日曜、祝日および年末年始 (12/29～1/3) は休業

TEL 0120-104174

FAX 0120-104134

※FAXによるお問合せの注意事項

- ・FAXで申込書、障害者手帳等を送付いただいても受付できません。誤って送付された場合は、破棄します。
- ・返信はFAXで行いますので、FAXを受信できるかたのみとします。



### ◆ NTT無料番号案内（ふれあい案内）のご利用方法

NTT104番をご利用される際は、最初に「ふれあい案内」とお申し出いただき、お届けいただいている登録番号と、暗証番号をオペレーターに教えてください。

オペレーターはお申し出内容を確認のうえ、無料でご案内いたします。公衆電話からも同様です。

## 3 JRで地域活動支援センターへ通う際の助成

### 交通費の助成

秋田市地域活動支援センターにJRで通う際の交通費を助成します。  
※福祉特別乗車証（バス券）を利用される方は対象となりません。

### ◆ お問合せ先

健康管理課 TEL 883-1180 FAX 883-1158  
e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

## 4 点字文書の郵送

### 点字郵便

点字郵便物を郵送する場合、3kgまでは無料となっています。

点字ゆうパックは、点字料金の適用となりますが、サイズにより料金が異なります。

### ◆ 手続き

封筒に「点字用郵便」と書き、一部を切って中身が確認できるかたちでポストに投函してください。

外装に「点字ゆうパック」と書き、中身が確認できるかたちで差出してください。

### ◆ お問合せ先

秋田中央郵便局 TEL 0570-008-157  
ホームページ <https://www.post.japanpost.jp/>



## 5 携帯電話料金

### ◆ 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

### ◆ 割引内容

携帯電話会社により異なります。詳しくは各社にお問合せください。

## 6 NHK放送受信料

### NHK放送受信料の免除

#### ◆ 免除基準内容（令和2年5月8日施行）

##### 全額免除

	適用条件
市町村民税 非課税 身体障害者	身体障害者手帳をお持ちのかたがいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
市町村民税 非課税 知的障害者	所得税法又は地方税法に規定する障害者のうち、福祉相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定されたかたがいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
市町村民税 非課税 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたがいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合

##### 半額免除

	適用条件
視覚・聴覚 障害者	視覚障害又は聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちのかたが、世帯主で受信契約者の場合
重度の 身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、等級が重度（1級又は2級）のかたが、世帯主で受信契約者の場合
重度の 知的障害者	所得税法又は地方税法に規定する特別障害者のうち、福祉相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障害者と判定されたかたが、世帯主で受信契約者の場合
重度の 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、等級が重度（1級）のかたが、世帯主で受信契約者の場合

## ◆ 必要書類等

○申請書、同意書

(NHK、障がい福祉課、健康管理課の窓口にて備え付けています。)

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

○印鑑（認印で可）

※NHKの窓口で申請手続きをする場合、上記に加え、次の2つが必要になります。

○住民票（1通）

全額免除申請の場合は、世帯構成員全員が記載された住民票の写し

半額免除申請の場合は、世帯主の住民票の写し（世帯主名がわかるもの）

○世帯構成員全員の市町村民税の非課税がわかる証明書（所得・課税証明書等） 半額免除申請の場合は不要です。

※障がい福祉課又は健康管理課で申請手続きをされる場合、申請書に証明をもらってから、NHKに申請書を提出してください。

## ◆ お問い合わせ先

NHKふれあいセンター

ナビダイヤル 0570-077-077

午前9時～午後6時（土・日・祝日も受付）

I P電話等のお客様でナビダイヤルがご利用になれない場合は、

TEL 050-3786-5003

障がい福祉課（身体・知的障がい者）

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

健康管理課（精神障がい者）

TEL 883-1180

FAX 883-1158

e-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

## 1 スポーツ大会、教室等

### (1) 秋田県障害者スポーツ大会

障がい者のスポーツ大会を、毎年1回開催しています。

#### ◆ 対象者

- 身体障がいのあるかた（内部障がいのかたは参加できない場合があります）
- 知的障がいのあるかた
- 精神障がいのあるかた

#### ◆ 競技種目および会場（令和5年度）

- 陸上競技 ……………秋田県立中央公園陸上競技場
- 水泳 ……………秋田県立総合プール サブプール
- アーチェリー ……………秋田県勤労身体障害者スポーツセンターグラウンド
- 一般卓球 ……………秋田テルサ体育館
- サウンドテーブルテニス ……秋田県心身障害者総合福祉センター体育館
- フライングディスク ……………秋田県立中央公園球技場
- ボウリング ……………ロックンボウル
- バレーボール（精神障がい）…秋田県立中央公園アリーナ
- ボッチャ ……………秋田県心身障害者総合福祉センター体育館

#### ◆ お問い合わせ先

一般社団法人 秋田県障害者スポーツ協会

TEL 864-2750 FAX 874-9467

e-mail info@akita-sports.jp

### (2) 秋田市障害者スポーツ教室

#### ◆ 対象者

- 秋田市在住の身体、知的、精神障がい者  
※障害者施設（入所・通所問わず）を利用しているかたを除きます。
- 障がい者スポーツ指導員、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ関係者、特別支援学校職員、障害者施設職員
- そのほか地域において障害者スポーツの振興・普及に携わるかた

#### ◆ 実施競技および会場（令和5年度）

- フライングディスク ……………秋田県勤労身体障害者スポーツセンター

#### ◆ お問い合わせ先

一般社団法人 秋田県障害者スポーツ協会

TEL 864-2750 FAX 874-9467

e-mail info@akita-sports.jp

### (3) 障がい者スポーツ大会・教室開催

身体障がい者のグラウンドゴルフ大会や水泳教室等を開催しています。

#### ◆ 対象者

- 身体障がいのあるかた                      グラウンドゴルフ、軽スポーツ大会等
- 身体、知的障がいのあるかた   水泳教室


#### ◆ お問い合わせ先

秋田市身体障害者協会      TEL 866-1341  
FAX 865-2099

## 2 割引される施設

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、利用料金が割引される施設の紹介です。難病のかたも割引される施設があります。

美術館	<p><b>県立美術館</b> TEL 853-8686 FAX 836-0877 入館料無料。展覧会観覧料については、お問合せください。</p>
	<p><b>千秋美術館</b>（改修工事のため、令和6年6月まで休館予定） TEL 836-7860 FAX 836-7862 常設展 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 いずれかの所持者と、その介護者1人は無料です。 企画展 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 いずれかの所持者と、その介護者1人は団体割引料金 相当額です。</p>
駐輪場	<p><b>秋田市自転車等駐車場（秋田駅西地下、秋田駅東）</b> 事前申請が必要です。 次の方は、定期使用料が半額になります。 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 いずれかの所持者 交通政策課 TEL 888-5766 FAX 888-5767</p>
体育・公園 施設	<p><b>県立総合プール</b> TEL 895-5056 FAX 895-5055</p>
	<p><b>県立体育館</b> TEL 862-3782 FAX 862-5801</p>

体育・公園 施設	<b>県立スケート場</b> TEL 863-1241 FAX 895-5055 (滑走料のみ無料。貸靴が必要な場合、貸靴料は有料です。)
	<b>県立武道館</b> TEL 862-6651 FAX 896-6433
	<b>県立中央公園</b> TEL 886-4141 FAX 886-3686
	※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 いずれかの所持者と、その付添人1人は無料です。 ホームページ <a href="https://www.akisouko.com">https://www.akisouko.com</a> 
レジャー 施設	<b>大森山動物園</b> TEL 828-5508 FAX 828-5509 ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 いずれかの所持者と、その付添人1人は無料です。
博物館など	<b>県立博物館</b> TEL 845-1837 FAX 845-1318 ※入館は無料です。特別展観覧料は、身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳いずれかの所持者と、その付添人1人は 5割減免です。
	<b>秋田城跡歴史資料館</b> TEL 845-1837 FAX 845-1318
	<b>赤れんが郷土館</b> TEL 864-6851 FAX 864-6854
	<b>民俗芸能伝承館</b> TEL 866-7091 FAX 866-7095
	<b>旧金子家住宅</b> TEL 866-7091
	<b>佐竹史料館</b> (改築工事のため令和7年2月末まで休館予定) TEL 832-7892 FAX 832-9524
	<b>久保田城御隅櫓</b> TEL 832-1298 FAX 832-1298
	<b>旧黒澤家住宅</b> TEL 831-0285 FAX 831-0285
	<b>旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園</b> TEL 834-6300 FAX 834-6312
	※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 いずれかの所持者と、その付添人1人は無料です。

## 1 学校教育費の助成

### 特別支援教育就学奨励費

県立の特別支援学校や、市立小、中学校の特別支援学級に在学しているかたに、学用品費、給食費、通学費などの費用を世帯の所得に応じて助成します。

※障がいの程度により、普通学級に在籍しているかたでも対象になる場合があります。

#### ◆ お問合せ先

- 県立の特別支援学校は、各学校まで
- 市立小学校・中学校の特別支援学級等は、市教育委員会学事課

TEL 888-5806

FAX 888-5804

e-mail ro-edsw@city.akita.lg.jp

## 2 仕事の相談

### (1) ハローワーク秋田（秋田公共職業安定所）

ハローワークでは、専門の担当による職業相談を行っています。

障がいのあるかたの就職については、障がいの手帳等をお持ちのうえ、ハローワーク秋田「専門支援部門」までご相談ください。

求職登録を行い、具体的な就職活動の方法などについての相談や紹介により、職業のあっ旋から就職後の職場定着支援まで、関係機関と連携し、一貫したサービスを行います。

#### ◆ お問合せ先

秋田市茨島一丁目12番6番

ハローワーク秋田 専門支援部門

（バス：新屋線「ハローワーク秋田前」下車）

TEL 864-4111 部門コード：43#

FAX 864-1815

開庁時間 8時30分～17時15分

閉庁日 土曜・日曜・祝祭日・12月29日～1月3日

## (2) 秋田障害者職業センター

秋田障害者職業センターでは、就職に向けた各種支援や職場定着等に関する相談を行っております。

障がいのあるかたに、次の支援を実施しています。

- ①職業評価（仕事に関する長所や短所、障害特性等を整理して、就職活動の方向性をご提案します。）
- ②職業準備支援（当センターに通って、生活リズムを整えながら就職のための準備に取り組みます。）
- ③ジョブコーチ支援事業（ジョブコーチが事業所に出向いて安定した職業生活を送れるよう支援します。）
- ④リワーク支援（うつ病等の精神疾患で休職しているかたを対象に復職に向けた取り組みを支援します。）

また、障がい者雇用を検討している事業主のかたには、障がい者の雇入れや雇用管理等についてのご相談を行います。

### ◆ お問い合わせ先

秋田障害者職業センター

TEL 864-3608

FAX 864-3609

e-mail akita-ctr@jeed.go.jp



## (3) 障害者就業・生活支援センター

労働、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障がい者の就業およびそれに伴う生活に関する相談に応じ、支援を行っております。就業支援にあたっては、職場実習の実施や、職場定着にむけた事業者訪問等も行っております。

支援に際し、障害者手帳の有無は問いません。

### ◆ お問い合わせ先

ウェルビューいずみ

TEL 896-7088（直通）

FAX 896-7078

e-mail welview@cna.ne.jp





## 1 視覚に障がいのあるかたへの広報

### 声の広報・点字広報

視覚に障がいのあるかたに、広報あきたをCDに録音した「声の広報」や、市政の話題やお知らせなどさまざまな情報を点字化した「点字広報」を無料でお届けしています。

「声の広報」（月2回）をご希望のかたは、広報広聴課へ  
「点字広報」（年4回）をご希望のかたは、障がい福祉課へ  
直接ご連絡ください。

#### ◆ お問合せ先

広報広聴課

TEL 888-5471

FAX 888-5472

e-mail ro-plpb@city.akita.lg.jp

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

## 2 生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯などを対象に、次の資金の貸付窓口業務をしています。所得制限があるほか、連帯保証人が必要な場合もあります。

### (1) 総合支援資金（対象：低所得世帯）

生計中心者の失業等により、日常生活の維持が困難な世帯が対象で、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対する貸付です。

月々の生活費としての生活支援費、敷金、礼金等の住宅入居費、滞納している家賃や公共料金等の支払のための一時生活再建費があります。

※原則として生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業等による支援を受けることに同意していることが必要です。

## (2) 福祉資金 (対象：低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯)

### ◆ 福祉費

- 生業を営むために必要な経費
- 技能習得に必要な経費およびその期間中の生計維持に必要な経費
- 住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費
- 福祉用具等の購入に必要な経費
- 障がい者用自動車の購入に必要な経費
- 負傷又は疾病の療養に必要な経費およびその療養期間中の生計維持に必要な経費
- 災害を受けたことにより臨時に必要な経費
- 冠婚葬祭に必要な経費
- 住居の移転等、給排水設備等の措置に必要な経費
- 就職、技能習得等の支度に必要な経費

### ◆ 緊急小口資金

- 年金、保険、公的給付金等の支給開始までの生活費が必要なとき。
- 滞納していた税金、年金保険料、公共料金等の支払により生活費が必要なとき。

## (3) 教育支援資金 (対象：低所得世帯)

学校教育法に定める学校に入学、又は在学している場合の修学に必要な経費ならびに入学金等で入学時の学校に納入する経費等

## (4) 不動産担保型生活資金 (対象：高齢者世帯)

### ◆ 不動産担保型生活資金

将来にわたり住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として、生活費を貸付

### ◆ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

将来にわたり住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、不動産を担保として生活費を貸付

### ◆ お問合せ先

秋田市社会福祉協議会

TEL 838-6477

FAX 863-6068

ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/>



## 3 福祉機器、移送車等の貸出

### (1) 福祉機器の貸出

#### ◆ 対象者

介護者の負担軽減等を図るため、所得税非課税世帯や短期間の利用を希望されるかたに福祉機器を無料で貸し出しします。

台数に限りがありますので、電話でお問合せください。

#### ◆ 貸出品目

介護用ベット、エアマット、車いす、シャワーチェア等

#### ◆ 利用料

利用料は無料です。ただし、運搬については、利用者側で手配していただきます。

#### ◆ お問合せ先

秋田市社会福祉協議会

TEL 862-7445

FAX 863-6068

ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/>



### (2) 移送車の貸出

#### ◆ 対象者

通院、買い物、観光等で移送を必要とする在宅の高齢者、障がい児・者を抱える家庭へ軽移送車を貸し出しします。車いすのまま乗降できます。

台数に限りがありますので、電話でお問合せください。

#### ◆ 利用料

利用料は、無料です。

ただし、使用にともなう燃料代（ガソリン）は自己負担となります。

また、運転手は利用者側で手配していただきます。

#### ◆ お問合せ先

秋田市社会福祉協議会

TEL 862-7445

FAX 863-6068

ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/>



### (3) 車いすの貸出

各市民サービスセンター、各地域センター、各コミュニティセンター、各交流センターに車いすを設置（1～2台）し、身近な地域で利用できるようにしています。

#### ◆ 対象者

ケガや通院、買い物などに一時的に車いすが必要なかた

#### ◆ 利用料

利用料は無料です。1週間以内の使用のみ。

#### ◆ お問い合わせ先

各市民サービスセンター、各地域センター、各コミュニティセンター、各交流センター

秋田市社会福祉協議会

TEL 862-7445 FAX 863-6068

ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/>



## 4 音声による119番通報が困難なかたの緊急手段

### (1) FAX（ファックス）119

音声による通報が困難なかたは、FAXで119番通報ができます。

利用を希望されるかたには、あらかじめ専用の送信用紙をお渡しいたしますので、急病や火災などの際、用紙に通報内容を記入し、119番通報してください。

急病で意識や呼吸がない場合には、凶解入りの応急処置の方法もFAXで返送し、自宅で救命処置ができるようにします。

通報用のFAX送信用紙は、秋田市消防本部のホームページからダウンロードできるほか、最寄りの消防署や各市民サービスセンター、障がい福祉課、ろうあ協会で差し上げます。

### (2) Web（ウェブ）119 緊急通報システム

Web119緊急通報システムは、秋田市内に居住又は通勤、通学をしているかたが、携帯電話やスマートフォンからインターネット接続機能を利用し、秋田市消防本部指令センターに緊急時の119番通報が行えるシステムです。

当システムを利用するには事前登録が必要です。

専用の申込書に必要事項を記入し、秋田市消防本部指令課へ郵送で申込みください（利用を希望されるかたが18歳未満の場合は、保護者が記入してください）。



申込用紙は、秋田市消防本部ホームページからダウンロードできるほか消防本部指令課、障がい福祉課、ろうあ協会で差し上げます。

◆ **お問合せ先・申込書郵送先（この連絡先で出動要請はできません。）**

秋田市消防本部指令課

〒010-0951 秋田市山王一丁目1番1号

TEL 823-4265 FAX 823-7214

e-mail ro-frcc@city.akita.lg.jp

119番通報については、秋田市ホームページでもご確認できます。

「秋田市消防本部 119番通報」で検索してください。

### **(3) 電話リレーサービス**

聴覚や発話に困難があるかたと聞こえるかたとの会話を、通話オペレーターが手話・文字と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で即時双方向につなぐサービスです。緊急通報も可能。

当サービスを利用するには事前登録が必要です。（専用アプリで登録）

◆ **お問合せ先**

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

TEL 03-6275-0912 FAX 03-6275-0913

ホームページ <https://www.nftrs.or.jp/>

## **5 郵便等による不在者投票**

### **郵便等による不在者投票制度**

次の①～③に該当するかたは、投票所に行かなくても郵送等で投票することができます。

①身体障害者手帳をお持ちで、次のア～ウのいずれかに該当するかた

ア 両下肢、体幹、移動機能の障がい1級もしくは2級

イ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい1級  
もしくは3級

ウ 免疫、肝臓の障がい1級～3級

※身体障害者手帳の記載内容では制度に該当しない場合であっても、秋田市福祉事務所長が上記と同程度に該当する旨の証明をした場合この制度の対象になります。

②介護保険法上の要介護者（被保険者証の交付を受けているかた）で、被保険者証に要介護5と記載されているかた

③戦傷病者手帳をお持ちのかたで一定の障がいのあるかた（詳細はお問い合わせください。）

◆ **郵便等による不在者投票制度を利用するには**

あらかじめ、秋田市選挙管理委員会に自らが署名した「郵便等投票証明書交付申請書」を提出し、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

◆ **代理記載制度とは**

郵便等による不在者投票ができるかたのうち、上肢又は視覚の障がいの程度が1級で、自ら投票の記載をすることができないかたは、あらかじめ届出している代理のかたに投票に関する記載をさせることができます。

◆ **お問合せ先**

秋田市選挙管理委員会事務局

TEL 888-5786

FAX 888-5787

e-mail ro-coel@city.akita.lg.jp

投票については、秋田市ホームページでもご確認できます。

<https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/senkyo/1025631.html>



## 6 ボランティア活動

### 秋田市ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人との調整やボランティア活動の普及、推進を行っています。

◆ **こんなことをしています**

○ボランティアの登録・紹介・広報活動

○ボランティア講座の開催

◆ **お問合せ先**

秋田市ボランティアセンター

所在地 秋田市八橋南一丁目8番2号（秋田市社会福祉協議会内）

受付時間 8：30～17：15

休館日 土曜、日曜、祝日、年末年始

TEL 862-9774

FAX 863-6068

ホームページ <https://www.akita-city-shakyo.jp/>

フェイスブック <https://www.facebook.com/akita.city.vc01/>

※個人・団体、活動経験・年齢を問わず、幅広く登録を受付けていますのでお気軽にご相談ください。



## 7 歩行困難なかたの駐車

### (1) 駐車禁止除外指定車標章の交付

身体障害者手帳等の交付を受けている歩行困難なかたは、障がい区分や等級により、道路標識等による駐車禁止の交通規制の対象から除外される「駐車禁止除外指定車標章」を受けることができます。

詳細は、お住まいを管轄する警察署にお問合せください。

#### ◆ お問合せ先

秋田臨港警察署 TEL 845-0141 (兼FAX)

秋田中央警察署 TEL 835-1111 (兼FAX)

秋田東警察署 TEL 825-5110 (兼FAX)

### (2) 障害者等用駐車区画利用証の交付

公共施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」を使いやすいものとするため、歩行が困難でかつ身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、要介護者、妊産婦などのかたに利用証を発行します。

詳細は、秋田県公式ウェブサイトから「駐車区画制度」で検索していただくか、秋田県障害福祉課にお問合せください。

#### ◆ お問合せ先

秋田県 健康福祉部 障害福祉課

TEL 860-1331 FAX 860-3866

e-mail Shoufuku@pref.akita.lg.jp

<https://www.pref.akita.lg.jp/>

秋田県公式ウェブサイトから「駐車区画制度」で検索してください。



## 8 市営住宅の申込み

### 市営住宅の申し込みについて

次に該当する住宅困窮者は、同じタイプの住戸を2戸以上募集している住宅に申し込まれた場合、2回抽選することができます。

○母子・父子世帯……配偶者のいないかた等で現に20歳未満の子を扶養しているかたの世帯

○多子世帯……18歳未満の子を3人以上扶養しているかたの世帯

○DV被害者……配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律第1条第2項に定めるかた

○犯罪被害者……平成17年12月26日付け国住総第137号に定

- める犯罪被害者（DV被害者除く）
- 高齢者世帯……………60歳以上の者で、配偶者、60歳以上の親族又は18歳未満の親族のみからなる世帯
  - 心身障がい者世帯…身体障害者手帳1～4級所持者、療育手帳所持者がいる世帯
- ※市営住宅には、障がい者向け車いす住宅などのバリアフリー住宅もあります。
- 空き家状況については、秋田市ホームページでもご確認できます。  
「秋田市住宅整備課」で検索してください。

◆ **お問合せ先**

一般財団法人秋田県建築住宅センター  
TEL 836-7850 FAX 836-7852  
ホームページ <https://www.akjc.or.jp>



9 防災情報

**防災ネットあきた**

市内における避難指示などの避難情報や災害情報などを電話（自動音声）、FAX又はEメールでお知らせします。

障がいの区分に応じて登録可能な伝達手段が異なります。

- 視覚に障がいがあり身体障害者手帳をお持ちのかた：電話（自動音声）
- 聴覚に障がいがあり身体障害者手帳をお持ちのかた：FAX
- 上記以外のかた：Eメール

なお、電話およびFAXについては、登録された住所の周辺で該当する事案が発生した場合にお知らせいたします。

◆ **提供する情報**

- 避難指示などの避難情報    ○大規模火災    ○不発弾発見
  - 河川増水    ○浸水    ○有害化学物質漏洩事故
  - その他必要と判断される情報
- 以下の情報は、Eメールでのみ配信いたします。
- 地震情報    ○津波情報    ○気象特別警報、警報、注意報
  - 竜巻注意情報    ○土砂災害警戒情報    ○国民保護情報

◆ **登録のお申し込み方法**

電話およびFAXの登録について  
専用の申込用紙がありますので、防災安全対策課までご連絡ください。  
申込用紙を郵送いたします。



Eメールの登録について

右のコードを読み取るか、次のアドレスを宛先に入力し、空メールを送信してください。

e-mail [bousai.akita-city@raidens2.ktaiwork.jp](mailto:bousai.akita-city@raidens2.ktaiwork.jp)



コード

#### ◆ 登録されているかたへ

電話・FAXを登録しているかたで、電話番号を変更された場合や転居された場合は、防災安全対策課までご連絡ください。

また、メールアドレスを変更される場合は、変更前に登録を解除した上で、新しいメールアドレスを登録してください。

#### ◆ お問い合わせ先

防災安全対策課

TEL 888-5434 FAX 888-5435

e-mail [ro-gnds@city.akita.lg.jp](mailto:ro-gnds@city.akita.lg.jp)

## 10 災害対策

災害発生時に情報が伝わりにくいかたや、自力での避難が困難な在宅の障がい者の情報を自主防災隊長、町内会長、担当民生委員、県警察、市社会福祉協議会に提供し、災害発生時の避難支援を依頼しています。

#### ◆ 対象者

視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害のいずれか1～3級、肢体不自由および内部障害1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかで、情報提供に同意されるかた、又は上記障がい以外で手帳を所持している場合でも、本人や家族の申し出により、対象とすることができます。

※平成24年度からは「秋田市災害対策基本条例」に基づき、大災害時に備えて、特に支援が必要な、視覚障害1級、聴覚障害2級、肢体不自由のうち下肢、体幹機能1級～2級のかたの情報を自主防災隊長、町内会長、担当民生委員に提供しています。

詳細についてはお問合せください。

#### ◆ お問い合わせ先

地域福祉推進室

TEL 888-5661 FAX 888-5658

e-mail [ro-wfmn@city.akita.lg.jp](mailto:ro-wfmn@city.akita.lg.jp)

お住まいの地域の市民サービスセンター

## 11 バリアフリー情報

### 秋田バリアフリースターセンター

高齢者や障がいのあるかたも安心して旅行できるよう、県内の宿泊施設等のバリア（段差や幅、設備等）の状況などをお伝えし、旅のお手伝いをする相談窓口です。



ホームページ <https://www.akita-tourism.com/member/barifuri>

#### ◆ お問い合わせ先

秋田バリアフリースターセンター（一般社団法人 秋田県観光連盟内）

受付時間 9：00～17：00（土日祝日、年末年始除く）

TEL 838-4188 FAX 860-3916

e-mail [barifuri@akita-kanko.com](mailto:barifuri@akita-kanko.com)

## 12 安心キット（救急医療情報キット）

あらかじめ「かかりつけ医」や「持病」などの医療情報や緊急連絡先等を記入した用紙（安心カード）を専用の容器又はファイルに入れ、冷蔵庫に保管しておくことで、自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶなど「もしも」のときに、救急隊がその情報を確認し、迅速な対応をする際に活かすものです。

また、外出先でも迅速に情報を伝えることができる「安心キット携帯版」も配布しております。名刺サイズになるので、財布やかばんなどに入れて持ち歩くことができます。

#### ◆ 配布する資材（1世帯につき1セット）



安心カード



保管容器



保管ファイル



安心キット携帯版



ステッカー

※容器版かファイル版、どちらか1つを選択

【容器版を選択されたかた：冷蔵庫の中で保管】

- 保管容器（1本）、安心カード（利用者1人につき1枚）、ステッカー（2枚、冷蔵庫用と玄関用）、安心キット携帯版

【ファイル版を選択されたかた：冷蔵庫に貼って保管】

- 保管ファイル（1本）、安心カード（利用者1人につき1枚）、ステッカー（1枚、玄関用）、安心キット携帯版

安心キットは希望されるみなさまに無料で配布いたします。  
お住まいの地域の地区社会福祉協議会、地区担当民生委員、町内会長へ  
ご相談ください。

### ◆ お問い合わせ先

秋田市社会福祉協議会

TEL 862-7445 FAX 863-6068

ホームページ

<https://www.akita-city-shakyo.jp/publics/index/67/>



## 13 援助が必要なかたのためのマーク

ヘルプマーク・ヘルプカードを必要なかたに無料で配布します。

### ヘルプマーク

義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた  
又は発達障害のかたなど、外見からは分からなくても援助等を  
必要としているかたが、周囲のかたに援助等を必要としている  
ことを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成された  
マークです。



### ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などを記載し、災害時や  
日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障がいなど  
への理解や支援を求めるためのカードです。



### ◆ 対象者

社会生活などにおいて、配慮や援助を必要としているかた  
（障がいの有無、障害者手帳の有無は問いません。）

◆ **配布場所**（ヘルプカード、ヘルプマーク）

○障がい福祉課

○秋田市保健所

○各市民サービスセンター

（中央市民サービスセンター、南部市民サービスセンター別館を除く。）

○駅東サービスセンター

※ご家族のかたなど、代理のかたでも受け取ることができます。

◆ **お問合せ先**

障がい福祉課

TEL 888-5663 FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

秋田県 健康福祉部 障害福祉課 調整・障害福祉チーム

TEL 860-1331 FAX 860-3866

e-mail Shoufuku@pref.akita.lg.jp

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/30131>

（秋田県公式ウェブサイトから「ヘルプマーク」で検索）



## 障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等

No.	名 称	所 在 地	電話番号	主たる障がい			定員 (人)
				身体	知的	精神	

### 施設入所支援

1	高清水園	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	○	○	○	54
2	たかしみず園	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	○	○	○	34
3	秋田ワークセンター	下北手柳館字前田面134	831-8010	○	○		48
4	障害者支援センター御所野	御所野下堤五丁目1-4	838-5607	○	○	○	40
5	ほくと	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	○			55
6	小又の里	上新城小又字落合85	870-2361		○		50
7	竹生寮	柳田字竹生168	834-2577		○		75
8	柳田新生寮	柳田字竹生197	835-3371		○		50
9	雄高園	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	○			80

### 療養介護

1	秋田県立医療療育センター	南ヶ丘一丁目1-2	826-2401	重症心身障がい者、筋ジストロフィー、気管切開者等			40
---	--------------	-----------	----------	--------------------------	--	--	----

### 生活介護

1	高清水園	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	○	○	○	58
2	たかしみず園	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	○	○	○	34
3	秋田ワークセンター	下北手柳館字前田面134	831-8010	○	○		40
4	障がい福祉サービス事業所 ほっとばんぷー	柳田字竹生168-1	837-1320	○	○		30
5	山手台いなほ	山手台二丁目17	829-4422		○		30
6	ウェルビューいずみ 障害福祉サービスセンター	泉菅野二丁目17-27	896-6277		○		20
7	らいふサポートほくと（通所）	下新城中野字街道端西11-1	873-7803	○	○	○	11
8	ほくと（入所）	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	○			55
9	ひだまり	東通仲町4-1	884-1400	○	○		14
10	つどいの家	浜田字境川52	828-4472	○	○	○	20
11	杉の木園	山内字上台15-2	827-2310	○	○	○	20
12	とうふ屋丸木橋六兵衛	山内字丸木橋174-1	827-2271	○	○	○	7
13	ユートピアやまばと	新屋下川原町2-10	883-0711		○		10
14	愛心苑	金足浦山字岩崎174	873-7922		○		40
15	小又の里	上新城小又字落合85	870-2361		○		42
16	竹生寮	柳田字竹生168	834-2577		○		80
17	柳田新生寮	柳田字竹生197	835-3371		○		50
18	障がい福祉サポートセンター 聖和	川元小川町1-8	874-8415		重症心身障がい者		30
19	雄高園	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	○			80
20	障害者支援センター御所野	御所野下堤五丁目1-4	838-5607	○	○	○	40
21	秋田県立医療療育センター	南ヶ丘一丁目1-2	826-2401		重症心身障がい者		20
22	One memory	新屋船場町3-10	827-5064		○		10
23	長岡ハウス	下新城長岡字毛無谷地255	827-7317	○	○	○	30

No.	名 称	所 在 地	電話番号	主たる障がい			定員 (人)
				身体	知的	精神	

## 生活介護

24	多機能型ケアベースにの	牛島西二丁目3-18	838-6125	○	○		10
25	自閉症スペクトラム特化型 生活介護事業所 Kai	仁井田本町一丁目19-27	838-6090		○		20
26	指定障害福祉サービス事業所 中野つくし苑	下新城中野字街道端西40	853-7792	○	○	○	27
27	リフレッシュコア茨島	茨島四丁目12-43	867-7211	○	○	○	18
28	夢・究塾明日葉	山王五丁目13-33	853-9851		○		6
29	生活支援作業所きらっと	柳田字竹生173-1	837-1320		○		30
30	秋田聖徳会多機能型支援センター 第二聖和	外旭川字野村20-1	874-9616	○	○		30
31	生活介護事業所 たけのこ	新屋比内町7-4	853-9176		○		10
32	デイサービス ひなたぼっこの家	茨島四丁目5-10	896-0071	○	○	○	45
33	ナチュラル・ハウス	外旭川字梶ノ目236	853-0402	○	○	○	20

## 自立訓練(機能訓練)

1	らいふサポートほくと	下新城中野字街道端西11-1	873-7803	○	○	○	4
2	ひだまり	東通仲町4-1	884-1400	○			6

## 自立訓練(生活訓練)

1	土崎ハウス	土崎港中央七丁目2-15-2	853-6230	○	○	○	20 宿16
2	手形ハウス	手形字山崎164-2	893-6311		○	○	6 宿6
3	紫陽花	牛島西一丁目6-7	825-5252			○	20 宿19
4	SOCIALSQUARE 秋田山王	山王六丁目2-16 アバンテ山王1F	090-8509 -3151	○	○	○	10

※「宿」の表示については、宿泊型の自立訓練(生活訓練)になります。

## 就労移行支援

1	保戸野ハウス	保戸野中町6-15	893-5500	○	○	○	6
2	就労移行ジョブサポいずみ	泉菅野二丁目17-27	896-6277	○	○	○	20
3	ディーキャリア 秋田オフィス	中通一丁目3-5	838-7010			○	20
4	SOCIALSQUARE 秋田山王	山王六丁目2-16 アバンテ山王1F	090-8509 -3151	○	○	○	10

## 就労継続支援A型

1	アクール	川尻町字大川反170-26	896-0200		○		20
2	広面ハウス	広面字樋ノ沖69-1	853-1661	○	○	○	10
3	ちゃれんじ工房	新屋鳥木町1-73	050-3536 -9389	○	○	○	20
4	こまどり	八橋字イサノ10	866-1866	○	○	○	20
5	株式会社HSS秋田事業所	中通三丁目2-17 1F	853-6264	○	○	○	20
6	One Team Akita	御所野元町一丁目1-1 フレスポ御所野B棟	838-6031	○	○	○	10
7	エバーグリーン	仁井田瀧中町12-5	827-3443		○	○	20
8	スプラウト	秋田市中通五丁目11-8 秋田サンフレンドビル1階	853-8106		○	○	20
9	Oraie	泉北四丁目17-26	874-7232	○	○	○	10
10	Barrier Free	旭北栄町1-49 GOWINビル2F	070-4195 -0480	○	○	○	20

No.	名 称	所 在 地	電話番号	主たる障がい			定員 (人)
				身体	知的	精神	

## 就労継続支援B型

1	秋田ワークセンター	下北手柳館字前田面134	831-8010	○	○		40
2	山手台いなほ	山手台二丁目17	829-4422		○		10
3	ドリームカンパニーあゆみ	仁井田本町五丁目12-45	829-2994	○	○	○	20
4	げんきハウス下新城	金足追分字海老穴222	872-1116	○	○	○	60
5	クローバー	飯島道東二丁目13-20	846-9608			○	30
6	とうふ屋丸木橋六兵衛	山内字丸木橋174-1	827-2271	○	○	○	13
7	夢・究塾明日葉	山王五丁目13-33	853-9851		○		14
8	自立支援センター希望園	泉中央二丁目6-26	862-6072	○	○		20
9	ウェルビューいずみ 障害福祉サービスセンター	泉菅野二丁目17-27	896-6277		○		40
10	緑光苑	下北手宝川字種ヶ崎81-17	889-7001	○	○	○	40
11	保戸野ハウス	保戸野中町6-15	893-5500	○	○	○	14
12	明成園	添川字地ノ内10-1	868-4868		○		50
13	スクラム	飯島字穀丁大谷地1-33	893-3760	○	○	○	40
14	ユートピアやまばと	新屋下川原町2-10	883-0711		○		10
15	サンハウス	上北手荒巻字荒巻312	892-6650		○		30
16	小又の里	上新城小又字落合85	870-2361		○		18
17	家々	雄和平沢字大面2-1	874-8931	○	○	○	20
18	手形ハウス	手形字山崎164-2	893-6311	○	○	○	20
19	障がい福祉サービス事業所 白樺	中通一丁目3-37	884-0051		○		40
20	ごろりんはうす	川元山下町2-3	893-6991			○	20
21	広面ハウス	広面字樋ノ沖69-1	853-1661	○	○	○	20
22	自立支援センターほのぼの	大町二丁目5-1	866-8880	○	○	○	40
23	秋田のうさん	川尻町大川反170-69	862-2522		○	○	20
24	スクールファーム河辺	河辺赤平字小曾根80	882-5128	○	○	○	20
25	アキタネット	東通仲町2-12	893-5288	○	○	○	20
26	ダイバーシティあきた	山王六丁目16-11マツオカビル2 2F	838-0295			○	20
27	協働ワークアップ	大町三丁目2-44	863-2111		○	○	20
28	ごろりんはうす Story	山王一丁目4-10	893-6991			○	20
29	ふ～ら	山王五丁目7-22	853-6028	○	○	○	20
30	One memory	新屋船場町3-10	827-5064		○		10
31	story cat	南通亀の町1-4	838-5450	○	○	○	20
32	サポートスペースそう	泉字登木209-1 サンステージ登木108	090-5833 -4271	○	○	○	20
33	はっぴーわーきん	中通四丁目14-16 アキタ・スクエア2-3	838-0348	○	○	○	20
34	やわらぎ	土崎港中央一丁目21-36	853-5701			○	20
35	アトリエ・ローブ	手形字西谷地188-1 西村ビル西棟	838-7810		○	○	20
36	インクル・ジョブ	山王沼田町11-11 山王沼田町オフィスビル1-B	802-0193	○	○	○	20
37	サークル就労継続支援B型事業所	河辺豊成字祖神台10-1	802-0155	○	○	○	20
38	テラシア就労継続支援B型事業所	東通仲町9-11	893-3958	○	○	○	20
39	アポロン就労継続支援B型事業所	大町四丁目5-19	090-8615 -8520	○	○	○	20
40	ごろりんはうす Being	山王沼田町3-35	893-6991			○	20
41	ビーハッピー	中通六丁目6-20 AMビル4階	090-6997 -1294	○	○	○	20
42	スノードロップ	東通一丁目23-1	884-1500			○	20
43	ジョブタス秋田八橋事業所	八橋本町五丁目8-31 2F	838-7145	○	○	○	20
44	Next WORK	東通仲町2-8 駅東SONIAビル1F	853-6463	○	○	○	20
45	リ:ミックス	中通四丁目3-23	874-8864	○	○	○	20
46	Oraie	泉北四丁目17-26	874-7232	○	○	○	10
47	にじいろのカルテ	土崎港相染町字沖谷地153	838-7093	○	○	○	20
48	就労継続支援B型事業所あゆむ	広面字屋敷田23-4	827-6535		○	○	20

No.	名 称	所 在 地	電話番号	事業種別			主たる対象
				特 定	障 害 児	一 般 ※	

※一般とは、地域相談支援を示します。

### 特定・障害児・一般(地域)相談支援

1	高清水園	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	○	○	○	
2	グリーンローズ	新屋表町8-5	828-7750	○	○		
3	秋田聖徳会相談支援事業所	川元小川町1-8	874-9888	○	○	○	
4	障がい者生活支援センターほくと	下新城野字街道端西11-1	873-7804	○	○	○	
5	若竹	御所野地蔵田二丁目15-1	838-0428	○	○	○	
6	竹生寮	柳田字竹生168	834-2577	○	○	○	
7	クローバー	飯島道東二丁目13-20	846-5328	○		○	精
8	いんく・ぽっと	川尻御休町9-39 アスポート御休館2-2	802-0326	○	○	○	
9	秋田県立医療療育センター	南ヶ丘一丁目1-2	826-2401	○	○		児
10	秋田ワークセンター	広面字谷内佐渡100-1	853-5772	○			身知
11	ごろりんはうす	川元山下町2-3	893-6991	○	○		
12	ほのぼの相談支援事業所	大町二丁目4-21	874-8420	○	○		
13	ねこの手	山王六丁目1-13 山王プレビル8階	874-7475	○	○		
14	びりーぶ	卸町五丁目14-10	893-3317	○			身知 精
15	コンシェル	手形字西谷地134-1	893-6110	○	○		児
16	指定相談支援事業所 広面	広面字樋ノ沖69-1	853-8733	○	○		
17	あーすわん	御所野堤台二丁目2-19	829-0123	○	○	○	
18	トム相談支援事業所	東通二丁目9-28	838-7178	○	○		
19	福祉工房	仁井田新田一丁目11-63	829-1307	○	○		
20	やわらぎ	土崎港中央一丁目21-36	853-7030	○			精
21	十人十色	南ヶ丘二丁目3-17	811-3698	○	○		
22	ウイズユウ土崎	土崎港相染町字浜ナシ山2-189	838-1673	○	○	○	
23	相談支援事業所ひなた	牛島西一丁目7-5	832-3204	○	○		

○特定相談支援は、障害福祉サービスに係る計画等の作成などを行っております。

○障害児相談支援は、障害児通所支援に係る計画等の作成などを行っております。

[主たる対象欄の説明]

身：身体障がい者、知：知的障がい者、精：精神障がい者、児：障がい児 を対象としています。

(特に記載がない場合は、全てを対象)

### 基準該当障害福祉サービス事業所

No.	名 称	所 在 地	電話番号	生活 介護	自立 機能 訓練	自立 生活 訓練
1	秋田市川口老人デイサービスセンター	楢山登町10-64	832-3966		○	
2	ア・ラ・ヤでデイ	新屋比内町13-1	828-8170	○	○	○
3	秋田ひまわりの家	下北手桜字新桜谷地85	887-5221	○	○	
4	みらいデイサービスセンター	川尻上野町1-19	896-0707	○	○	○
5	高尾温泉デイサービス赤とんぼ	雄和女米木字高麓沢8	886-4126	○	○	○
6	企業組合さくら家	仁井田福島一丁目18-29	839-3031	○	○	○

※基準該当事業所とは、介護保険法の施設において障がい者も受け入れている事業所のことです。



No.	名 称	所 在 地	電話番号	定員 (人)
-----	-----	-------	------	-----------

### グループホーム（介護サービス包括型）

1	青い鳥	茨島四丁目5-10	807-4560	6
2	さくら	広面字樋ノ上34-1	837-3012	5
3	みのり	広面字樋ノ上34-1	832-2125	5
4	結	広面字樋ノ上34-1	832-4211	5
5	あおぞら	広面字樋ノ上34-1	829-6652	5
6	こまち	広面字樋ノ上34-1	839-3515	5
7	雪やなぎ	柳田字佐渡端34-2	893-6711	5
8	ほっと	上新城小又字啞市50	870-2361	5
9	ずっと	山内字上台15-1	827-2310	16
10	竹飛歩	桜二丁目24-17	837-4819	7
11	にぎやか倶楽部	横森二丁目2-22	836-6019	6
12	風和里(ふわり)	山内字田中311-2	827-2060	5
13	ぐっど	手形田中9-16-11	853-1240	5
14	あいしんホーム	飯島松根東町4-44	846-7682	6
15	あいしんホーム みなと	土崎港北一丁目7-21	846-7682	5
16	あいしんホーム あおやま	将軍野東二丁目16-13	857-0121	5
17	コミュニティライフサポート 谷内佐渡ホーム	広面字谷内佐渡100-1	827-7630	8
18	あいあいホーム	東通三丁目11-25	853-6701	6
19	障がい者グループホームわおん 秋田市さくら	桜三丁目1-16	853-0715	7
20	障がい者グループホームにゃおん 秋田市さくら	桜三丁目4-8	838-0310	5
21	げんきハウス金足	金足追分字海老穴222	872-1116	18
22	グループホームあかつき KIBOU	桜三丁目6-3	893-6302	10
23	グループホームあかつき HIKARI	桜三丁目6-2	893-6302	10
24	グループホーム ロワゾー・ヴェール	横森二丁目20-28	874-8580	5
25	グループホーム ロワゾー・ブルー	将軍野青山町10-25	874-9201	5
26	あすか	南通宮田20-4 エクセレント八番館	829-3577	4

### グループホーム（外部サービス利用型）

1	ささこやま	広面字大巻36-2	835-3371	5
2	なのはな	広面字谷内佐渡136-1	834-7854	5
3	花つぼみ	土崎港相染町字大谷地33-10	847-0011	6
4	絆（きずな）	土崎港相染町字沖谷地151-2	846-7502	10
5	白樺	中通一丁目3-37	884-0051	7
6	まちなか（401・402、502）	山王四丁目6-26	828-7750	8
7	まちなか2	土崎港東一丁目3-26 緑ヶ丘ボーディングハウス	828-7750	5
8	グループホーム太郎・花子	旭川清澄町15-16	889-7001	20
9	雀（1F 浮き雲、2F 青空）	下新城野字琵琶沼156-19	873-8158	14
10	花だより	寺内児桜三丁目2-35	847-0035	3
11	希	土崎港相染町字沖谷地151-2	853-5630	7
12	あざみ	飯島鼠田一丁目10-6	893-4735	18

No.	名 称	所 在 地	電話番号	定員 (人)
-----	-----	-------	------	-----------

### グループホーム（外部サービス利用型）

13	Tune（ツネ）	桜三丁目14-10	874-7021	7
14	みやた（4F：A、5F：B）	南通宮田15-44	853-6029	20
15	福寿草（男性のみ）	飯島字堀川84-21	845-4700	6
16	かすみ草（女性のみ）	飯島字堀川84-21	845-2079	6
17	すずらん	飯島字堀川84-29	846-6125	17
18	すみれ	飯島鼠田一丁目10-5	846-5885	7
19	トマト荘（A・B）	土崎港中央七丁目2-15	893-6565	20
20	にんじん	下新城中野字琵琶沼156-15	873-3011	7
21	じゃがいも	下新城中野字琵琶沼156-15	873-3011	7
22	結い花	将軍野青山町15-1	807-5668	7
23	グループホームにこにこ	下新城中野字琵琶沼123	873-5759	8
24	杉翠荘（さんすいそう）	土崎港中央六丁目3-3	847-7550	12
25	第二杉翠荘	土崎港東二丁目7-32	847-0076	6
26	あやめ	牛島西一丁目6-24	836-7551	5
27	オリーブⅠ	牛島西一丁目6-16	832-3203	6
28	オリーブⅡ	牛島西一丁目6-16	832-3203	7
29	Mario	桜三丁目13-15	874-7021	3

### 地域活動支援センター

1	工房こすもす	濁川字堀尾田1-126	868-9660	10
2	やすらぎの家	土崎港中央五丁目9-3	845-3158	10
3	アートリンクうちのあかり	新屋比内町11-16	838-4711	15
4	クローバー	飯島道東二丁目13-20	846-5328	20
5	秋田市のぞみ地域活動支援センター	八橋南一丁目8-2	863-4481	20
6	秋田市南浜地域活動支援センター	新屋南浜町7-10	867-1650	20

No.	名 称	所 在 地	電話番号
-----	-----	-------	------

## 居宅介護事業所

1	虹の街ヘルパーステーション秋田	牛島西一丁目3-8	831-5652
2	キングタクシー訪問介護事業所	山王三丁目1-17 キングビル2階	864-7712
3	松寿会指定訪問介護事業所	浜田字陳ヶ原35-31	828-7856
4	割山ホームヘルパーステーション	新屋勝平町3-21	883-1272
5	南通ホームヘルパーステーション	中通六丁目14-18	884-1350
6	港北ホームヘルパーステーション	土崎港北六丁目1-5	816-0789
7	仁井田ホームヘルパーステーション	仁井田新田三丁目1-15	889-9025
8	本道の街ホームヘルパーステーション	柳田字川崎138	884-7744
9	秋田在宅介護サービスセンター	横森一丁目20-30	833-7073
10	秋田市社協ホームヘルパー事業所	八橋南一丁目8-2	862-7929
11	アースサポート秋田	桜一丁目13-7	836-6811
12	ポプラ・ケアサービス	保戸野桜町15-10	896-5092
13	リンデンバウムいずみホームヘルパーステーション	泉菅野二丁目17-11	896-5880
14	ニコニコヘルパーセンター	下新城中野字琵琶沼124-1	873-7158
15	三楽園ヘルパーステーション	飯島字堀川84-20	857-3101
16	ホームヘルパーステーションほくと	下新城中野字街道端西11-1	872-1050
17	悠悠ケアサービス	寺内油田三丁目12-6	880-5503
18	ニチイケアセンター秋田	卸町五丁目1-33	895-7521
19	ニチイケアセンターこうや	寺内字三千刈70-1	883-1030
20	ニチイケアセンター御所野	御所野元町三丁目3-3	889-8411
21	千秋苑ホームヘルパーステーション	外旭川字神田592	869-7800
22	在宅介護サービスステーションたんぼぼ	寺内字イサノ101 アルファコート1F	866-0888
23	SOMPOケア秋田旭川	旭川清澄町16-17	884-3282
24	SOMPOケア秋田仁井田	仁井田新田一丁目5-14	892-7875
25	アン・サン・ブル居宅介護	土崎港西三丁目8-16 プラテアM 102号	874-7726
26	ケアセンター亀はうす	下北手松崎字岩瀬163-1	837-2335
27	合同会社グレイス	河辺諸井字下諸井32-2	881-1355
28	在宅介護支援おおがた	飯島川端一丁目6-30	050-5897-1963
29	秋田在宅ケアセンター	下北手松崎字前谷地142-1	834-8766
30	サポート彩り合同会社	御野場新町二丁目2-11	829-4018
31	ヘルパーステーションあかり	八橋本町三丁目21-24	893-5011
32	ケアセンターひばり	卸町五丁目14-10	893-3317
33	バイタルケア秋田	泉字登木221-1	824-3417
34	御野場ホームヘルパーステーション	仁井田新田三丁目14-17	893-3387
35	きらら訪問介護事業所	大町一丁目5-9 朝日プラザ秋田中央102	895-7276
36	やすらぎの郷ヘルパーステーション	泉中央四丁目2-8 T・Kビル1F	883-0050
37	ツクイ秋田川尻	川尻御休町5-12	896-5442
38	やさしい手秋田	川元むつみ町7-13	864-1114
39	やさしい手秋田ポートセンター	将軍野東一丁目7-30	853-4041
40	在宅介護サービスステーションたんぼぼ広面	広面字蓮沼20-1 パール広面ハイツ1F	884-1888
41	ケアセンターりん訪問介護事業所	茨島二丁目15-35	853-5793
42	在宅介護サービスステーションたんぼぼ飯島	飯島緑丘町18-19	847-0855
43	ケア工房	仁井田新田一丁目11-63	829-1307
44	ケアセンターりん北部	将軍野堰越4-20	853-0027

No.	名 称	所 在 地	電話番号
-----	-----	-------	------

## 居宅介護事業所

45	ホームホスピス秋田訪問介護事業所	広面近藤堰越50-1 あきた東内科クリニック2階	853-6835
46	訪問介護ステーション合同会社いこい	広面字糠塚67-5 センチュリー松本Ⅲ	838-5602
47	ケアセンターしき彩	外旭川字三後田140	853-6336
48	ニチイケアセンターひろおもて秋田	広面字近藤堰越17-1	825-9030
49	ファミリー園訪問介護事業所	桜一丁目4-21	884-3325
50	ケアポート秋田訪問介護事業所	山王沼田町2-41	883-1578
51	黒子ケアラボ	四ツ小屋字中野64-1 ラポールNAGATO B16	050-5364-3570
52	アースサポート外旭川	外旭川八柳三丁目14-41	869-7022
53	ホームケア土屋秋田	桜二丁目17-5	050-3138-5843
54	医心館訪問介護ステーション秋田	広面字大巻59	853-7127
55	訪問介護事業所あらや	新屋沖田町9-21-101号	853-1916
56	訪問介護えにしあ	広面字蓮沼21-1	802-8866
57	訪問介護ステーション城南	檜山城南新町21-12	838-1231

## 同行援護

1	秋田市社協ホームヘルパー事業所	八橋南一丁目8-2	862-7929
2	三楽園ヘルパーステーション	飯島字堀川84-20	857-3101
3	ニチイケアセンターこうや	寺内字三千刈70-1	883-1030
4	在宅介護サービスステーションたんぼ飯島	飯島緑丘町18-19	847-0855
5	ホームヘルパーステーションほくと	下新城中野字街道端西11-1	872-1050
6	ケア工房	仁井田新田一丁目11-63	829-1307

## 移動支援

1	キングタクシー訪問介護事業所	山王三丁目1-17 キングビル2階	864-7712
2	秋田市社協ホームヘルパー事業所	八橋南一丁目8-2	862-7929
3	アースサポート秋田	桜一丁目13-7	836-6811
4	三楽園ヘルパーステーション	飯島字堀川84-20	857-3101
5	ホームヘルパーステーションほくと	下新城中野字街道端西11-1	872-1050
6	ニチイケアセンター御所野	御所野元町三丁目3-3	889-8411
7	SOMPOケア秋田旭川	旭川清澄町16-17	884-3282
8	ケアセンターひばり	卸町五丁目14-10	893-3317
9	ニチイケアセンター秋田	卸町五丁目1-33	895-7521
10	ニチイケアセンターこうや	寺内字三千刈70-1	883-1030
11	秋田在宅ケアセンター	下北手松崎字前谷地142-1	834-8766
12	ヘルパーステーションあかり	八橋本町三丁目21-24	893-5011
13	SOMPOケア秋田仁井田	仁井田新田一丁目5-14	892-7875
14	ポブラ・ケアサービス	保戸野桜町15-10	896-5092
15	ニチイケアセンターひろおもて秋田	広面字近藤堰越17-1	825-9030
16	やさしい手秋田	川元むつみ町7-13	864-1114
17	やさしい手秋田ポートセンター	将軍野東一丁目7-30	853-4041
18	ケア工房	仁井田新田一丁目11-63	829-1307

No.	名 称	所 在 地	電話番号	定員(人)
-----	-----	-------	------	-------

## 短期入所

1	竹生寮	柳田字竹生168	834-2577	8
2	ほくと	下新城野字街道端西11-1	873-7801	身・知・児 3
3	雄高園	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	身 6
4	高清水園	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	4
5	たかしみず園	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	4
6	小又の里	上新城小又字落合85	870-2361	知 4
7	柳田新生寮	柳田字竹生197	835-3371	2
8	杉の木園	山内字上台15-2	827-2310	3
9	短期入所事業所 紫陽花	牛島西一丁目6-7	825-5252	精 1
10	すずらん短期入所事業所	飯島字堀川84-29	846-6125	精 17
11	秋田県立医療療育センター	南ヶ丘一丁目1-2	826-2401	児 7
12	げんきハウス金足	金足追分字海老穴222	872-1116	4
13	障害児入所施設若竹学園 短期入所事業所	御所野地蔵田二丁目15-1	838-0607	児(*)32
14	アイル	保戸野桜町15-39	866-1121	児 2
15	コミュニティライフサポート 谷内佐渡ホーム	広面字谷内佐渡100-1	827-7630	身・知 2
16	みなと	土崎港北一丁目7-21	845-1770	知 2
17	リフレッシュコア中通	中通四丁目3-23	874-8277	身 30
18	障害者支援センター御所野	御所野下堤五丁目1-4	838-5607	2
19	中野つくし苑	下新城野字街道端西40	853-7792	1
20	ショートステイ夢見草	旭南三丁目10-10	827-3027	21
21	多機能型ケアベースにの	牛島西二丁目3-18	838-6125	2
22	ショートステイゆうわの里	雄和芝野新田字寺沢2-1	881-3711	24

## 日中一時支援(短期入所型)

1	竹生寮	柳田字竹生168	834-2577	児・知 2
2	ほくと	下新城野字街道端西11-1	873-7801	身・知・児 3
3	障害者支援センター御所野	御所野下堤五丁目1-4	838-5607	身 2
4	障がい福祉サポートセンター聖和	川元小川町1-8	874-8415	児・身 2
5	高清水園	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	知・児 8
6	小又の里	上新城小又字落合85	870-2361	知 4
7	柳田新生寮	柳田字竹生197	835-3371	知・児 2
8	杉の木園	山内字上台15-1	827-2310	知 5
9	秋田県立医療療育センター	南ヶ丘一丁目1-2	826-2401	児 5
10	げんきハウス金足	金足追分字海老穴222	872-1116	知・児 4
11	障害児入所施設若竹学園 短期入所事業所	御所野地蔵田二丁目15-1	838-0607	児(*)30
12	雄高園	雄和戸賀沢字金山沢89-29	886-3256	児・知・身・精 6
13	中野つくし苑	下新城野字街道端西40	853-7792	児・知・身 3
14	多機能型ケアベースにの	牛島西二丁目3-18	838-6125	児・知・身 3

[定員欄の説明]

身：身体障がい者、知：知的障がい者、精：精神障がい者、児：障がい児 を対象としています。

(特に記載がない場合は、身体、知的、精神および障がい児全てを対象としています。)

(\*) 若竹学園の定員は、短期入所以外の入所分も含めた定員です。

## 障害児通所支援・障害児入所支援（児童福祉法施設）

No.	名 称	所 在 地	電話番号	定員(人)
-----	-----	-------	------	-------

### 児童発達支援（未就学児）

1	あきた児童デイサービスセンター	檜山川口境13-8	893-6795	9
2	秋田県立医療療育センター	南ヶ丘一丁目1-2	826-2401	40
3	オリブ園	新屋表町8-5	828-7750	20
4	発達支援BOXらじあぼ	手形字西谷地88-1 西村ビル東棟	838-7403	10
5	アイル	保戸野桜町15-39	866-1121	10
6	放課後デイサービス 太陽	高陽青柳町8-24	893-6900	10
7	児童発達支援・放課後等デイサービスらーそ	外旭川八柳二丁目5-40	838-5817	10
8	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」秋田駅東校	手形字西谷地704-1 センティースマンション104号	838-7758	10
9	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」秋田大町校	大町一丁目4-4	827-6760	10
10	児童発達支援・放課後等デイサービスじゃんぷ	広面字釣瓶町35-2	838-5220	10
11	児童発達支援・放課後等デイサービスすまいるみつけ	広面字釣瓶町132-1	827-7709	10
12	運動学習支援教室ふれんず山王教室	山王五丁目14-2 山王土地ビル1F	838-1204	10
13	多機能型ケアベースにのこ	牛島西二丁目3-18	838-6125	5
14	児童発達支援 らじわん	泉南三丁目27-20	807-5090	10
15	運動学習支援教室ふれんず秋田南教室	卸町五丁目1-6	853-0133	10

### 医療型児童発達支援

1	秋田県立医療療育センター	南ヶ丘一丁目1-2	826-2401	30
---	--------------	-----------	----------	----

### 放課後等デイサービス（就学児）

1	放課後等デイサービス インクル	新屋表町8-19	828-0140	10
2	児童デイサービス 若竹	御所野地蔵田二丁目15-1	838-0427	10
3	あきた児童デイサービスセンター	檜山川口境13-8	893-6795	11
4	児童デイサービス たけのこ	新屋比内町7-4	853-8848	10
5	あきた児童デイサービス2号店	外旭川字水口120-2	893-5679	10
6	児童デイサービス ばんぷう	土崎港南二丁目2-51	827-3351	10
7	憩音（いこいね）	将軍野桂町2-9	847-5740	10
8	児童デイサービス ルピナス	御野場新町四丁目10-8	827-6742	10
9	あきた児童デイサービス3号店	手形字西谷地134-1	893-6809	10
10	竹生寮 放課後等デイサービス事業所	柳田字竹生168	834-2577	10
11	サポートスペースそう	外旭川字三千刈157-5	838-7484	10
12	あおぞらキッズ放課後等デイサービス	広面字板橋添26-6	874-7251	10
13	放課後等デイサービス ハピネス	八橋イサノ二丁目8-25 HM八橋101	827-3897	10
14	児童デイサービス ルピナス浜田	浜田字元中村4-5	838-4905	10
15	放課後等デイサービス インクル2	新屋扇町7-34	827-7411	10
16	発達支援BOXらじあぼ	手形字西谷地188-1 西村ビル 東棟	838-7403	10
17	あおぞらキッズ放課後等デイサービス南通り	南通亀の町4-7	893-6740	10
18	放課後等デイサービス事業所 和く話く（わくわく）	上北手猿田字苗代沢14-1	829-3577	10
19	アイル	保戸野桜町15-39	866-1121	10
20	児童デイサービス 七彩（なないろ）	土崎港相染町字大谷地6-7	893-6877	10

No.	名 称	所 在 地	電話番号	定員(人)
-----	-----	-------	------	-------

### 放課後等デイサービス（就学児）

21	放課後デイサービス 太陽	高陽青柳町8-24	893-6900	10
22	児童発達支援・放課後等デイサービスらそ	外旭川八柳二丁目5-40	838-5817	10
23	さわやか愛の家 さくら館	御所野堤台一丁目6-88	892-6636	10
24	多機能型ケアベースにのこ	牛島西二丁目3-18	838-6125	5
25	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」秋田駅東校	手形字西谷地704-1 センティースマンション104号	838-7758	10
26	児童デイサービス 七彩ぷらす	金足追分字海老穴271-10	853-1870	10
27	秋田聖徳会 多機能型支援センター第二聖和	外旭川字野村20-1	874-9617	5
28	こどもサポート教室「クラ・ゼミ」秋田大町校	大町一丁目4-4	827-6760	10
29	放課後等デイサービスネクストハピネス	八橋田五郎二丁目2-24	838-1571	10
30	児童発達支援・放課後等デイサービスじゃんぷ	広面字釣瓶町35-2	838-5220	10
31	放課後等デイサービス らじびあ	仁井田本町三丁目6-32	811-4316	10
32	児童発達支援・放課後等デイサービス すまいるみつけ	広面字釣瓶町132-1	827-7709	10
33	あおぞらキッズ放課後等デイサービス八橋	八橋新川向9-24	853-0296	10
34	運動学習支援教室ふれんず山王教室	山王五丁目14-2 山王土地ビル1F	838-1204	10
35	放課後等デイサービス わんだふる	外旭川字水口47-4	050-1254-9679	10
36	nicoすてっぷ	土崎港南二丁目1-19	826-9050	10
37	セカンドハウス そう	土崎港北一丁目12-24	080-8223-1987	10
38	あおぞらキッズ放課後等デイサービス手形	手形字西谷地174-1	853-5955	10
39	運動学習支援教室ふれんず秋田南教室	卸町五丁目1-6	853-0133	10
40	放課後デイGranny秋田	泉釜ノ町17-18	827-3822	5
41	放課後デイGranny秋田2号店	仁井田緑町5-8	827-4076	5
42	TOYOキッズデイサービス	大住二丁目3-9	827-3995	10
43	放課後等デイサービス Second Raum	手形字中台72-3	827-3906	10

### 居宅訪問型児童発達支援

1	発達支援BOXらじあぼ	手形字西谷地188-1 西村ビル 東棟	838-7403	—
2	憩音（いこいね）	将軍野桂町2-9	847-5740	—

### 保育所等訪問支援

1	オリブ園	新屋表町8-5	828-7750	—
2	秋田県立医療療育センター	南ヶ丘一丁目1-2	826-2401	—
3	発達支援BOXらじあぼ	手形字西谷地188-1 西村ビル 東棟	838-7403	—
4	児童発達支援・放課後等デイサービスらそ	外旭川八柳二丁目5-40	838-5817	—

### 医療型障害児入所施設

1	秋田県立医療療育センター	南ヶ丘一丁目1-2	826-2401	100
---	--------------	-----------	----------	-----

### 福祉型障害児入所施設

1	若竹学園	御所野地蔵田二丁目15-1	838-0607	30
---	------	---------------	----------	----

## 活動団体

障がい者本人やその家族、支援者などで作られている団体です。  
(これが全てではありません。)

団体名称	活動内容	連絡先
秋田市身体障害者協会	視覚・聴覚・肢体・内部等に障がいを抱えながら、その障がいの克服と能力の伸長に努め、社会人としての生活の向上を図ると共に、障がい者を取り巻く福祉環境の改善および社会環境の整備に努めることを目的に活動し、毎年開催する福祉大会において、その業績を称えています。	事務局 TEL： 866-1341 FAX： 865-2099
一般社団法人 秋田市手をつなぐ 育成会	知的障がいのある子どもを持つ親や家族が、子どもの権利を守るための活動をするとともに教育、就職や就労、在宅介護などの支援を行っている団体です。(akitaikusei@gmail.com)	事務局(本田) TEL： 090-2559 -4811
特定非営利活動法人 秋田けやき会	精神に障がいのあるかたの家族などが、お互いの悩みを相談しあったり病気などの勉強をしながら、障がい者の社会復帰への支援などの活動をしています。 また、各種サークル活動も行っています。	事務局 TEL： 867-1650 (FAX兼)
秋田市中心断酒会	仲間づくりをしながら、断酒を続けていく自助グループです。	TEL： 878-3329
秋田県網膜色素 変性症協会 (JRPS秋田)	患者さんやそのご家族、支援者、眼科医師が共に活動する団体です。患者のQOL向上や地域への啓発のための活動を行っています。交流会では会員同士が親睦を深めたり、情報交換を行っています。	事務局 TEL： 0183- 62-4191
特定非営利活動法人 秋田県難病団体連絡 協議会	患者同士の助け合い、励まし合いを基本として、難病ふれあい相談会、医療講演会、交流会等の諸事業を行い、患者に優しい豊かな医療と福祉を求めて活動する団体です。	事務局 TEL： 823-6233



団体名称	活動内容	連絡先
秋田県難聴者・中途失聴者協会	難聴者・中途失聴者がお互いに合ったコミュニケーション手段で親睦を深め助け合いながら、支援の充実普及のための様々な事業・活動を行い、難聴者・中途失聴者の福祉の増進および社会参加の促進に寄与することを目的とした聴覚障がい当事者の団体です。	事務局（中川） FAX： 833-6428
秋田市ろうあ協会	聴覚に障がいのある当事者団体です。聴覚障がい者の親睦友好や権利擁護、福祉向上を目的に設立された団体です。障がいのある人もない人も共に生きることができ共生社会実現に向け、聴覚障がいや手話への理解を広め、手話奉仕員養成事業への協力などの活動をしています。	（一般社団法人 秋田県聴力障害者協会内） 事務局 FAX： 864-2782
秋田市視覚障がい者協会	視覚障がい者によって構成され、会員の福祉の増進および社会参加の促進を目的とした団体です。	事務局 TEL： 828-9011
公益社団法人 日本オストミー協会秋田県支部	病気や障がいなどが原因で腹部などに排泄のための人工肛門・人工膀胱を造設した仲間の団体です。自立を目ざして研修会を開き、会報を発行し、相談を受けています。	事務局（小野） TEL： 090-4040-0270
秋田県腎臓病患者連絡協議会	慢性腎不全により、人工透析治療を受けている患者、家族で構成されており「誰もが、いつでも、どこでも、安心して透析が受けられる社会」を目標に「学習会、講演会、行政へのお願い」などの活動をしています。	事務局 TEL： 863-6210 FAX： 863-6233
秋田県重症心身障害児（者）を守る会	秋田県内に在住し、重い重複障がい「重症心身障がい児（者）」の子どもを育てている保護者（後見人を含む）の団体です。重い障がいに対する理解の運動や啓蒙活動、情報の発信や社会参加に向けた行事などを行っています。医療的ケアも含めて、お気軽にご相談ください。	事務局（菅原） TEL： 0185-45-2337

- 1 この冊子の情報は、令和5年4月時点のものです。  
記載内容が変更になることがありますので、ご了承ください。  
サービスの詳細など、ご不明な点については次の窓口にご相談ください。

(1) **身体障がい、知的障がいについて**

障がい福祉課（秋田市役所 本庁舎1階）

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

TEL 888-5663 FAX 888-5664

E-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

(2) **精神障がい、難病について※**

健康管理課（秋田市保健所 1階）

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番3号

TEL 883-1180 FAX 883-1158

E-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp

※ただし、精神障がいのあるかたや難病のかたの障害者総合支援法のサービス、移動支援、日常生活用具、成年後見制度、地域活動支援センター等に関する相談窓口は、障がい福祉課になります。

- 2 本冊子における「障害」または「障がい」の表記については、『秋田市「障がい」ひらがな表記取扱指針』に基づいています。
- 3 冊子の内容は、秋田市ホームページ（<https://www.city.akita.lg.jp>）の障がい福祉課のページにも掲載しています。

---

**令和5年度版 障がい者のためのくらしのしおり**

令和5年7月発行

秋田市 福祉保健部 障がい福祉課

TEL：018-888-5663

FAX：018-888-5664

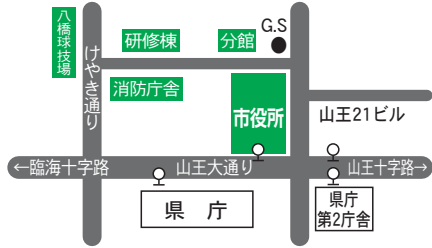
E-mail：ro-wfsc@city.akita.lg.jp

---

# 秋田市の主要機関地図

## 秋田市役所

秋田市山王一丁目1-1 秋田市窓口案内 ☎(863)2222

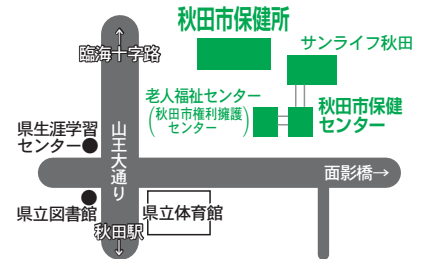


## 中央市民サービスセンター

秋田市役所 2 F ☎(888)5640

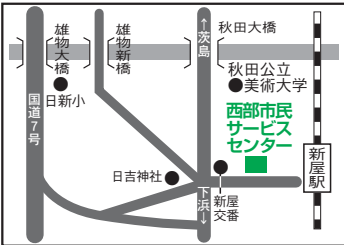
## 秋田市保健所

八橋南一丁目8-3 ☎(883)1170



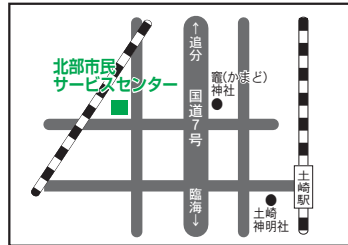
## 西部市民サービスセンター

新屋扇町13-34 ☎(888)8080



## 北部市民サービスセンター

土崎港西五丁目3-1 ☎(845)2261



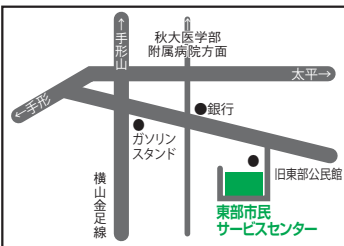
## 南部市民サービスセンター

御野場一丁目5-1 ☎(838)1212



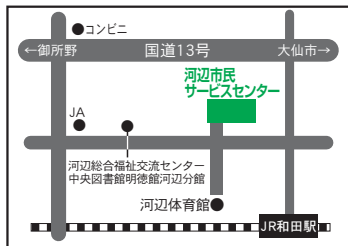
## 東部市民サービスセンター

広面字釣瓶町13-3 ☎(853)1039



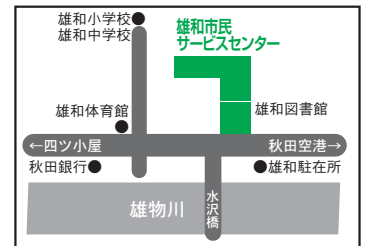
## 河辺市民サービスセンター

河辺和田字北条ヶ崎38-2 ☎(882)5221

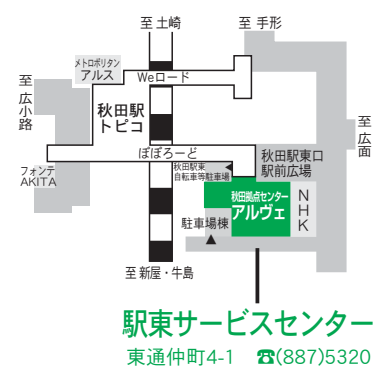


## 雄和市民サービスセンター

雄和妙法字上大部48-1 ☎(886)5511

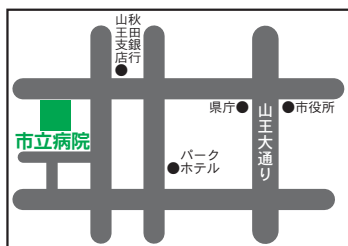


## 秋田拠点センター アルヴェ



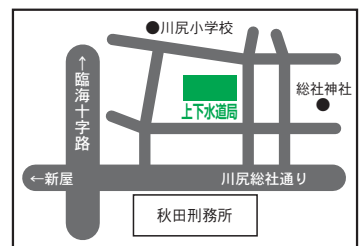
## 市立秋田総合病院

川元松丘町4-30 ☎(823)4171



## 上下水道局

川尻みよし町14-8 ☎(823)8431



## 窓 口 案 内 表

	障がい 福祉課	健 康 管理課	西部 市民 SC	北部 市民 SC	南部 市民 SC <small>御野場のみ</small>	河辺 市民 SC	雄和 市民 SC	駅 東 S C
身体障害者手帳の申請	○	×	○	○	○	○	○	○
身体障害者手帳の交付	○	×	○	○	○	○	○	×
療育手帳の申請	○	×	△	△	△	△	△	×
療育手帳の交付	○	×	○	○	○	○	○	×
精神手帳の申請	×	○	○	○	○	○	○	×
精神手帳の交付	×	○	×	×	×	○	○	×
補装具の申請	○	×	×	×	×	○	○	×
日常生活用具の申請	○	×	×	×	×	○	○	×
障害福祉サービス申請	○	×	×	×	×	△	△	×
食の自立支援の申請	○	×	×	×	×	×	×	×
自立支援	更生・育成	○	×	×	×	△	△	×
医療	精神通院	×	○	○	○	○	○	×
福祉医療（マルフク）		○	×	○	○	○	○	○
特別障害者手当								
障害児福祉手当	○	×	×	×	×	○	○	×
特別児童扶養手当								
生計同一	身体・知的	○	×	○	○	○	○	×
証明書	精神	×	○	×	×	×	×	×
有料道路割引		○	×	○	○	○	○	×
E T C通行割引		○	×	○	○	○	○	×
通院用タクシー券		○	×	○	○	○	○	×
福祉特別乗	身体・知的	○	×	○	○	○	○	×
車証の交付	精神	×	○	×	×	○	○	×
NHK受信	身体・知的	○	×	○	○	○	○	×
料の減免	精神	×	○	×	×	×	×	×

○…受付できます。

△…受付できますが、詳細な説明が必要な場合は、障がい福祉課で申請くださいますようお願いいたします。

×

受付窓口（障がい福祉関係業務）	受付時間（平日）
<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉課、健康管理課</li> <li>西部、北部、南部（御野場のみ）、河辺、雄和の各市民サービスセンター</li> </ul>	8：30～17：15
<ul style="list-style-type: none"> <li>駅東サービスセンター（アルヴェ1階）</li> </ul>	9：00～17：15